

令和2年度第3回定例会（第2号）

令和2年9月9日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 同意第16号 教育委員会委員の任命について
日程第 4 同意第17号 監査委員の選任について
日程第 5 議案第46号 七飯町手数料条例の一部改正について
日程第 6 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
日程第 7 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
日程第 8 議案第49号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について
日程第 9 議案第50号 市町の境界変更について
日程第10 議案第51号 字の区域の変更及び廃止について
日程第11 議案第52号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也

経済部農林水産課長 田中正彦 経済部土木課長 佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長 川島篤実 経済部上下水道課長 笠原泰之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 扇 田 誠 学 校 教 育 課 長 北 村 公 志
生 涯 教 育 課 長 竹 内 圭 介 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書 記 妹 尾 洋 兵
書 記 佐々木 宏 美

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

17番 青 山 金 助 1番 横 田 有 一

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

17番 青山金助 議員

1番 横田有一 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、通告に従いまして、3問、質問させていただきます。

最初の質問は、新型コロナウイルス感染症の影響対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による町内事業者等への町の対策としては、国による第一次、第二次の地方創生臨時交付金を活用した支援事業が実施されてきておりますが、以下の点について、今後の対応をお伺いします。

1点目、今年5月19日付で、七飯町花卉生産出荷組合から支援を求める要望書が議長宛に提出されているが、この間、町は支援の手を差し伸べてきていない。町のこれまでの対策は、飲食や観光などの事業者や各種福祉施設、病院などへの支援が中心で、第1次産業の水産業、林業、農業の野菜、花卉、畜産など、影響を受けたと思われる事業者への支援対策は実施しておりません。今後、対策について考えているのかどうか、伺いま

す。

2点目、国保税について、国は主たる生計維持者の収入が前年比3割以上減った世帯について、資格証明書所持の人の医療を保険証所持者と同様の扱いにするとしている。

また、町は、国保の傷病手当については、被用者について、条例改正により、手当を支給することにしたが、自治体独自の対策で、対象を自営業やフリーランスに広げることが可能となっているが、町の対応について。

ここで、2点目の質問に関してですけれども、国保税についてと、それから、その後の資格証明書の件、それから、国保の傷病手当、それから、最後に自営業やフリーランス、三つの内容について質問しておりますので、よろしくお願ひします。

3点目、大学生への実態アンケート調査で、5人に1人が退学を検討しているとの調査結果が出ており、アルバイトもできず、親元からの仕送りも滞るなど、深刻な実態が明らかとなっております。

町は、公立はこだて未来大学の学生については、2市1町の広域連合として、1人5万円を給付する支援を実施しておりますが、その他の大学等に通う学生への支援は実施しておりません。未来大学並みにこうした学生の支援を実施する考えはないか、お伺いします。

4点目、新型コロナに関する町の支援事業は多岐にわたり、本来、対象になる場合でも、知らずに過ごしている住民もいるのではないかと思います。利用可能な各種の制度をわかりやすく紹介する臨時の広報の発行を考えてみてはどうか。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 農林水産業、第1次産業の水産業、林業、農業、野菜、花卉、畜産など、影響を受けたと思われる事業者への支援対策は実施していない。今後、対策について考えているのかについてお答えいたします。

前回の定例会において、1次産業における損害関係について答弁しておりますとおり、水産業については、遊漁のワカサギ釣りが影響を受けてい

ることに鑑み、水産業については、観光業としての側面を有していることから、支援対策は実施されております。

林業については、材種により用材価格が100円ないし200円と価格は下がっていますが、値下がりには微減で、ほとんど影響がないと推察されます。

農業の野菜及び花卉については、6月以降、町内で生産、市場出荷されている野菜、花卉は、一般的に価格が高値で推移しており、影響は皆無と推察されます。

畜酪につきましては、生乳については影響はないとのことでありますが、肉牛については、オリンピック消費を想定し、飼養頭数をふやしていたことなども重なり、引き続きA4、A5の高級ランクの牛肉の消費が、開催中止及び外国人観光客の入国規制等により落ち込んでおり、これにあわせて、F1、ホル雄及び素牛等の市場価格が全体的に下落しているとのことでありますが、牛肉バブルが崩壊し、通常を取り引き価格に戻り、肥育牛においては、肥育費用がそのまま赤字につながる状況となっているようです。

七飯町の畜酪農家においては、ほとんどが素牛で市場出荷でありますので、価格の下落はあるものの、影響は少ないと、JA新はこだて南部畜産センターより伺っております。

また、肥育牛については、肉用牛肥育経営安定交付金制度により補填されることとなっております。

第1次産業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響について、第2回定例会での横田議員及び上野議員の一般質問で答弁しておりますが、農業において、花卉農家及び特殊林産物、キノコ農家で、おもに2月ないし5月に出荷されているアルストロメリア、菌床シイタケ等を生産出荷している農家が影響を受けたことが判明しております。

このことから、町内における新型コロナウイルス感染症に対する施策として、国の示した次の給付金及び補助事業等の周知徹底を、農業者に対し、JR新はこだて七飯基幹支店と共同のもと、実施してまいりました。

このことで、経済産業省持続化給付金の給付金申請額について、JA新はこだて七飯基幹支店取り扱い分として、8月末現在、6件、700万円、農林水産省経営継続補助金の補助申請額については、1次募集での申請をしており、機械設備等については57件、4,592万4,655円、感染防止対策については12件、566万7,405円となっております。

なお、1次採択、不採択通知後の9月中旬以降に2次募集の予定がございますので、不採択部分についての再申請等について検討してまいります。

同じく農林水産省高収益作物次期策支援交付金第2回公募時、6月30日ないし7月31日において、交付金申請額については、申請が37件、1億430万2,200円で、次期策に前向きに取り組む生産者への支援として27件、5,158アールに対し、2,836万9,000円、高集約型経営施設園芸、施設花卉等については16件、941.3アールに対し、7,530万4,000円、厳選出荷に取り組む生産者への雇用対策支援として9件、36名、延べ日数286日に対し、62万9,200円の交付金申請となっております。

なお、第3回公募については未定ではありますが、交付要件が5月以降の出荷物が対象となった場合、改めて農業者に対し御案内することとなっております。

以上、申し上げたとおり、町内における新型コロナウイルス感染症に対する農林水産業への影響の実態が把握されつつありますことから、現時点での内容精査の結果、まずは経済産業省、持続化給付金の給付金申請者への支援対策等を検討してまいります。

なお、持続化給付金の給付金申請期間につきましては、本年12月までが対象期間となり、さらに個人申請となりますことから、町全体における農林水産業者の給付申請者等の実態把握に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、国は主たる生計維持者の収入が前年度比3割以上減った世帯

についてでございますが、こちらに関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は国保税を減免することとしているところでございます。規定に沿って現在対応しているところでございます。

次に、資格所持者の医療費の取り扱いについて、傷病手当の町の独自の対応についてでございますけれども、資格証明書を交付された方は、受診時、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととなっております。一般的な資格証明書での受診は、医療費を全額自己負担し、後に役場窓口で本来の自己負担額を除いた額の払い戻しの申請を行うこととなりますが、医療費の一部払いが困難である場合、申し出により、現状に応じて、短期被保険者証を交付して対応しております。

また、傷病手当金の自治体独自の町の対応ですが、国では緊急的、特例的な措置として、被用者の傷病手当金の支給に要した費用について財源支援を行うこととし、それに伴い、国民健康保険において、傷病手当金を支給することとし、特に拡充することは考えてございませんが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金に関しては、今後も国の動向を踏まえて対応してまいりますので、御理解願います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私からは、3点目と4点目について答弁させていただきたいと思っております。

3点目の、公立はこだて未来大学の学生は給付支援があるが、他の大学に通う学生の支援を町が実施する考えはあるかについてお答えいたします。

まず、調査で5人に1人が退学検討とのことでございますが、この調査は、学生団体である高等教育無償化プロジェクトFREEが、本年4月9日から4月27日までに319の学校、1,200人の学生を対象とした調査結果によるもので、20.3%が退学検討としていることで把握しております。調査はほぼ休業要請等のあった時期の

調査結果と認識しております。その後、6月には、文部科学省において、生活に困っている学生等に対する緊急支援制度を創設し、国立大学や私立大学へ支援しているところでございます。しかしながら、文部科学省の支援メニューでは、公立大学は支援対象外であることから、公立大学であるはこだて未来大学を構成する市、町として、内閣府の地方創生臨時交付金を活用し、学生支援を行ったところでございます。

続いて、4点目の、利用可能な各種の制度をわかりやすく紹介する臨時の広報の発行についてお答えいたします。

町の広報につきましては、毎月、具体的な支援策のお知らせのほかに、8月号及び9月号において、それぞれ七飯町における新型コロナウイルス感染症対策支援情報といたしまして、町民の方へ、事業者の方へ、町税料金関係、感染防止対策、誘客促進対策といった五つの項目別に、支援策に特化した一覧ページを設けて、相談窓口である担当課もあわせてお知らせしているところでございます。この一覧ページでは、どのような支援策があるのか検索できる有効なページと考えております。わかりやすく支援策をお知らせできるよう、引き続き町広報誌の編成に努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁いただきました。

まず、第1次産業関係については、大きな影響がないというような答弁になっておりました。ただ、この春に、質問でもありましたけれども、花卉生産出荷組合のほうからの要望が出されておりました、それに対してどのように評価されたのか、その辺については答弁の中では余りはっきりされておりませんでしたので、この要望書に対応しなかった理由について、もう一度答弁をしていただきたいなと思っております。それが1点です。

それから、先ほど学校関係の答弁いただいておりますけれども、農業者もそうですけれども、他のまちなどでは、農業者、林業者、漁業者、具体的に町が支援策を実施したまちがあります。そういうようなところがある一方で、国がそれなりの

事業としてやっているというようなことでしたけれども、こういった事業については、十分そういった事業者に周知がされているのかどうか、その辺については広報でこれまである程度のことはやってきたと言われておりますけれども、その効果といいますか、対応、町民の反応といいますか、それはどういうふうになっているのか、もう一度ちょっとお伺いしたいなと思います。

例えば、農業者とか林業者への他町の支援の状況を言ってみますと、例えば八雲町では、農業者に対して、256件、10万円、林業者に対しては8法人に10万円、漁業者に対しては440人に対して10万円と、そんな支援をしたり、乙部町では、個人の小規模法人に関しては15万円、農業者ですけれども、中規模の法人に対しては50万円、それから、正組合員に対しては6万5,000円と、そういうような形で、一律農業関係での支援が行われているまちがあります。

それからまた、大学生への問題なのですけれども、近隣のまちなのですけれども、例えば木古内町は大学に通う学生に3万円、80人に対して支援をしているとか、乙部の場合には、高校生以上の学生に図書カードという形で240人に3万円支給をしているとか、こういう形で学生支援というのはやっております。

そういった点で言えば、七飯町の場合は、未来大学にはやりましたけれども、その他の大学や専門学校、そういったところに通う学生が困窮しているという実態もあると思うのですが、その辺の実態を把握した上でのお考えなのか、その辺について、ちょっと2問目にお伺いしたいなと思います。

以上です。よろしくお祈りします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中正彦） 今年5月19日付で七飯町花卉生産出荷組合から支援を求める要望書は届いております。ただ、まだその時期においては、ちょっとまだ感染症もどくなるのか、農業の売り上げが今後どうなるのかという経緯をちょっと見定めてから支援のほうを検討していきたいということで、ちょっと今までやっておりませんでした。ただ、JA新はこだて七飯基

幹支店と協働のもと、国の講ずる補助金または交付金制度の案内を全農業者のほうに御案内した次第でございます。

その結果、経産省の持続化給付金については個人申請となっておりますので、その実態把握がなかなかできないということで、JA新はこだて七飯基幹支店の取り扱う分としては、8月末現在、6件、700万円で、また、私、個人的に聞いても、2件、300万円という申請がありますので、皆さん農業者の方、個人的に申請している方、会計事務所だとかを通して申請している方がいらっしゃると思いますので、その部分については、また農協のほうと協働で、農業者のほうに持続化給付金を申請している人の積み上げをして、そこに対して支援を検討していきたいということでもあります。

また、近隣市町村、農林水産業者に対して一律10万円とかという給付を行っておりますが、七飯町の場合、基幹産業、1次産業、基幹産業で農業とはいえども、たまたま今年の6月以降、九州のほうの大雨の被害ですとか、そういう関係で農作物の流通の部分が滞っている部分、七飯町の出荷している野菜の値段が高騰を続けておりますし、また、花卉につきましては、航空便が飛んでこないということで、海外からの花卉の輸入がとまっているため、国内生産されているものが全て国内消費という形で回っておりますので、その余剰の部分が全く出ない状況になっております。

そういうこともありまして、ちょっと被害の状況を、一体どのくらい被害を受けている農家があるのかという実態を把握するために、今までちょっと遅く対応しているという状況であります。

近隣市町村の交付金の支給額、10万円とか、そういう内容は私のほうも近隣市町村の方から聞いておりました。その部分については、ちょっと七飯町のほうは人口比率の面から見ても、主要産業で農業とはいえども、ちょっとばらまきのような状態のことはちょっと避けていきたいということで、今まで支給しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうから、大学生の問題ということで答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、木古内町ですとか乙部町のほうで学生に対する支援策を講じているということは認識してございます。ただ、例えば乙部町などで申し上げますと、学生への支援という直接的な支援ではなくて、学生さんに仕送りをされている保護者の方への支援というのが正確なところというふうに認識してございます。地元にいられずして上京されている方だとか、そういった学生の支援というような意味合いが強いのかなというふうに思っております。そのため、もしかすると、七飯町の規模で言いますと、そういった方々の学生さんを把握するというのはなかなか難しいというところもございまして、現状としては、七飯町の学生、大学生の状況ということは、私どものほうでは把握はしてございませんでした。

ただ、未来大学のほうの取り扱いの状況といたしますと、困窮している状況として、授業料減免等の手続をしていた方が、前期4名を予定していたのですが、結果、1名になったというような状況も聞いていますので、それほど状況が悪くなっていったという認識は持ってございません。

大学生に関する支援でございますが、それぞれの大学が支援策を講じているということで、函館等の大学でもそれぞれ講じております。そういった意味で言いますと、まずは大学のほうで学生さんの状況を把握し、そしてその状況が困窮であれば、大学のほうで支援策を講じていくというのがまず第一義的な話なのかなというふうに思っております。

また、大学に限らず、学生を支援する団体がございまして、日本学生支援機構でございますが、独立行政法人でございます。こちらは学生に対する奨学金事業だとかを実施してございまして、こちらも国の補助金を活用しまして、大学等に対する授業料の延期、各大学独自の減免措置等の支援対策を行っておりますが、経済対策、アルバイト等がなかなか十分にできなくなったというところで、学びの継続という観点から、学生支援緊急給

付金というものが創設されました。

具体的に中身を申し上げますと、勉学に励むのに経済的な負担があるという場合、住民税非課税の方であれば20万円の給付、そして、それ以外の学生については10万円の給付というものが、大学ではなく、日本学生支援機構でもそういった措置がされてございますので、まずはそういった制度を活用していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 2問目いきます。学校現場における新型コロナウイルス感染症に対する対策の取り組みについてであります。

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策としては、3密を避けることが基本であります。政府が進めてきた40人学級を基本とする学級編成では対策も難しいのが実態であります。

七飯町の学校現場における現状と対策について、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は、少人数学級を可能とする教員の確保、約10万人近くの人件数だということですが、また、全国小、中、高、特別支援学校の4会長が、少人数学級を政府に要望しておりますが、学校現場における学級人数と教員の配置の現状の実態について、1点目、お伺いいたします。

2点目、学校現場における新型コロナウイルス感染に対する取り組みの実態について。

以上、お願いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、1点目の、学校現場における学級人数と教員配置について答弁申し上げます。

学校現場における学級人数と教員配置の実態ですが、小学校では、峠下小学校が3、4年生、5、6年生が複式学級で3学級、クラス人員は2人から9人。七重小学校は、特別支援級も含めて24学級、クラス人員は1人から39人、藤城小学校は特別支援級も含めて9学級、クラス人員は1人から16人。大中山小学校は、特別支援級も含め24学級、クラス人員は1人から40人。中

学校は、七飯中学校が特別支援級も含めて11学級、クラス人員は1人から37人。大中山中学校は、特別支援級も含めて12学級、クラス人員は1人から36人。義務教育学校は、大沼岳陽学校が特別支援級を含め10学級、クラス人員が2人から16人でございます。

教員の配置は、各学級の担任に加え、校長、教頭、主幹教諭、また、養護教諭のほか、教科担当の教員や、町で実施しております学習支援員、特別支援員が配置されております。

続きまして、2点目の、学校現場における新型コロナウイルス感染症に対する取り組みの実態についてでございますが、令和2年第2回定例会及び第3回臨時会で御承認いただきましたコロナ対策関連予算のとおり、換気促進用の扇風機の導入、スクールバスの増便などの環境整備に加え、文部科学省より示されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいた、毎日の自宅での検温やマスクの着用、手洗い、アルコール消毒の徹底など、感染症予防対策を講じた上で学校活動を行っております。

また、万が一の休校に備え、国のGIGAスクール構想にのっとり、1人1台のパソコンの整備を進めているところでございます。

これまで子どもたち、保護者の皆様、また、教職員の努力によりまして、現在、七飯町内の学校での感染は発生しておらず、今後も継続して感染症予防対策を講じていくところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 答弁いただいたのですけれども、非常に早口で、ちょっと把握しきれないところもありましたけれども、もう一度ちょっと確認したいところがあるのです。

まず、小学校関係ですけれども、人数の少ない学校もありますけれども、最大、七重小学校などは多いところで39人の学級があるということでした。

それで、30人を超える学級があるのは、何年生が何学級あるかとか、そういう形でちょっともう少し、40人とか36人とか、学級の人数の多

かったところについて、30人以上の学級がどのくらい発生しているのか、それについてもう少しわかりやすく答弁いただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 早口で申し訳ございません。

議員のおっしゃるとおり、大規模校と小規模校とありますので、30人を超える学級でございますが、七重小学校の4年生、5年生がちょうど30名でございます。6年生は30人を超えません。それから、大中山小学校の3年生、4年生、5年生、6年生が30名を超えております。それから、七飯中学校の2年生、3年生が30人を超えてございます。大中山中学校の2年生、3年生が30名を超えております。七飯中学校が30名を超えるのは全学年でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁いただいておられますけれども、もう少しゆっくり話していただければよかったですけれども、要するに30人を超える学級は相当あるということはわかりました。

それで、今回のコロナ問題で、対策としては、一つは、3密を避けるということ言えば、学級人数がより少ない対応が必要だと思われるわけですが、今の制度ではなかなかそれが無理な状況だということがわかりました。

それで、先ほどの質問の中でもありましたけれども、今、少人数学級を求める運動は、コロナ問題を契機に、非常に機運が高まっております。

日本の学級の人数に関しては、世界の中でも最下位といたしますか、最も多い国の一つになっております。例えば小学校関係で言いますと、OECD加盟、32カ国あるわけですが、その中で最下位の次、31番目が日本なのです。少ない国では15.9人とか、そういう国もあるのですけれども、世界の中で学級の人数が最も多い国の一つになっているということが、一つ、このコロナ対策の問題でも起こってきていると思う。

それと、もう一つは、少人数学級がより子供の教育にとっては優れた方法であるということは認識されているとは思いますが、非常に遅れてい

る。中学校に関しても同じような感じで、遅れた状況になっています。

今、小学校について言いましたけれども、中学校に関しては、OECDの加盟国、22カ国ありますけれども、その中で最下位の状況になっております。最も多い学級の人数がいるのが日本だというようなことで、少人数学級は課題になってきているのではないかと思いますけれども、現在のそういう体制の中で、どれだけそういった過密な状況を改善し、より教育の向上に資するために少人数学級を目指すのかどうか、対策として何か考えておられるものがあるかどうか、それについてちょっとお伺いしたいのと、2点目に、まずお願いいたしたいと思います。

今、最も求められているのは、20人以下の学級が望ましいというふうに言われておりますけれども、国は今までなかなかそういった少人数学級の実現についての動きを示しておりませんでした。

2010年に文科省が学級人数についての計画を立てております。その中では、2016年までに小中学校の学級人数を35人以下にすると。2016年までということですから、既にその期限を過ぎていたわけですが、七飯町の先ほど答弁されました学級人数で、この35人を超える学級がどういうふうにあるのか、もう一度答弁していただきたいなと思います。その辺、ひとつお願いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 議員のおっしゃるとおり、少人数学級は、今回のコロナ関連に対しまして、ソーシャルディスタンスを確保しやすい。また、コロナに関係なく、先生の目が行き届きやすい、つまづきに気づきやすい等、メリットがあるのは十分承知しております。ただ、教職員の配置については、議員のおっしゃるとおり、全国で10万人以上不足しているということが報道等でも報じられております。教職員になるためには、教員免許、国家資格を取得していただいて、北海道教育委員会の採用試験に合格した上で教員になっていただいて、七飯町、それら全国の各学校へ配置していただいているのが現状でございます。

す。

また、教職員が配置されたとしても、現状、40人学級をもとにつくられている、七飯町だけではございません、各学校の教室の数が不足するという問題も出てくるかと思えます。それをどう取り組んでいくかというのは、また予算ももちろん絡んできますし、教職員、人の問題もかなり大きな問題となると思えます。七飯町の教育だけの問題ではなく、日本全体の教育の問題ととらえておりますので、全国、日本の教育改革ということになると思えますので、その動きも注視しながら七飯町でも対応してまいりたいと思えます。

それから、実際、密かどうか、文科省の示すマニュアルによりますと、できるだけ1メートルに近づくような距離をとって教室の配置を行うということで、各学校におきましては1メートルとれていない教室もございます。どうしても人数の関係、教室の大きさの関係でとれていない教室もございますが、体育は外でやるとか、全体で体育館でスクリーンを使って授業をやるだとか、各学校においてはソーシャルディスタンスを意識した授業を取り組んでおりますので、完全な状態というのはないかもしれませんが、学校につきましてはソーシャルディスタンスを意識した授業を行っているのが現状でございます。

それから、35人以上の学級でございますが、大中山小学校が3年生から6年生まで、12クラス、七飯中学校が1年生1クラスと3年生が3クラス、大中山中学校の3年生3クラスがございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 文科省の方針では、先ほども言いましたけれども、2016年までに小中学校の学級人数を35人以下にするという方針できておりました。そういう中で、七飯町の学校現場において、いまだに35人を超える、そういう学級が相当あるということなのですから、これはどういうことになるのか。文科省で方針を出しても、各自治体でそれに対応した予算づけとか、いろいろな対策を打たない限り、35人以下学級が実現しないということなのですが、こういう七

飯町の学級、人数の実態について、町はどういうふうにご検討されているのか。なぜそういう実現ができなかったのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 議員のおっしゃるとおり、文部科学省の目指すところとしては、そういう35人以下を目指すということで伺っております。ただ、実際のところ法改正はされておらず、小学校の1、2年生及び中学校の1年生は35人学級を実施、ほかの学年についてははまだ実施されておられません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 3問目いきます。

新型コロナウイルス感染症の新たな感染拡大への対応を。

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスについては、日本でも第2次感染拡大が続いているが、この秋以降、インフルエンザと同時流行という自体も考えられます。

改めて、今年秋以降に予想される新型コロナウイルス感染症に対する備えについて、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、町は、無料でインフルエンザワクチン予防接種を実施することにしましたが、この秋以降の同時流行への備えを考えると、全町民がワクチン接種を受けるよう徹底することが必要と考えますが、町の対応についてお伺いいたします。

2点目、全町民が予防接種を受けるのに十分なワクチンが町内の医療機関に準備されているのかどうか、町の把握状況をお伺いします。

3点目、インフルエンザと新型コロナは症状が似ていることから、区別するのが難しいと言われております。疑わしい場合には両方の検査が必要というふうにご検討のわけですが、どのような対応が考えられるのか、お伺いします。

4点目、町民が新型コロナウイルスの感染が疑われた場合、どのような手順で検査を受けることになるのか。また、感染が判明した場合などの受け入れ医療機関などの受け入れ体制などがどのようなになっているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 1点目についてでございますが、全町民がインフルエンザ予防接種を受けていただくよう、町広報誌に10月号から毎月連載するなどの周知徹底を図るとともに、町ホームページにおいても同様のお知らせを行うこととしております。また、保健センターでの情報発信や問い合わせに丁寧に対応するなど、周知、啓発の強化に努めてまいります。

2点目の、ワクチンの準備についてでございますが、7月の補正予算で御承認いただいた後に、渡島医師会等、医療機関に対して、町インフルエンザ予防対策の趣旨を御説明させていただき、ワクチンの確保について要請を行っております。全国的にインフルエンザワクチンの需要が高まっている傾向にあることで、医療機関もその確保に苦慮されることが懸念されておりますが、政府が新型コロナウイルスワクチンの開発とあわせて、インフルエンザの流行にも備える方針であることから、その状況については、国や道、各医療機関と連携をとりながら進めてまいります。

3点目の対応についてでございますが、御質問のとおり、症状が似ているということから、インフルエンザ予防のワクチンを接種することによって、その区分を判断する上でのリスクが軽減される目的で、今回の対策を講じるということになりますので、両方の検査の必要性はないものと認識をしております。

このことを前提に考えた場合、その発熱などの症状が新型コロナウイルス感染の疑いが高いとみなされたときには、これまでどおり、帰国者接触者相談センターを設置しております渡島保健所等に御相談をいただき、その指示に従っていただくこととなります。

4点目についてですが、町民が新型コロナウイルス感染が疑われた場合には、直ちに帰国者接触者相談センターを設置しております渡島保健所へ当事者自身が症状の報告と、どのような場所や環境に携わったのかなどの説明を行っていただきます。その報告をもとに、渡島保健所等が指定医療機関での受診指導を行い、PCR検査必要性の有

無を判断した上で、検査施設への誘導を行うこととなります。

陽性判定が出た場合には、渡島保健所等の指示のもとで、感染対策病棟を確保している指定医療機関での受け入れが行われるものとなっております。渡島管内では、市立函館病院、国立病院機構函館病院、八雲総合病院が感染症指定医療機関となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 答弁の中で、ワクチンの確保の状況と伺いますか、これはどこのまちでも確保するために対応すると思いますので、なかなか数を確認していくということは難しいかとは思いますが、現状で、七飯町内の医療機関、実際はどのような状況なのかというのをもう少しわかるように答弁いただければと思います。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） ワクチンの確保についてでございますけれども、これは7月の補正が通った段階で、早い段階で町内の医師の先生方に、町としてはこういう全町民を対象としたインフルエンザ予防ワクチンの接種をやりたいのだという思いを説明させていただいて、それは本当にやっぱりリスクを一つ減らす上でも大切な対策だと御賛同いただいているものでもございますので、先生方もその御理解は当然強く持っていただいておりますし、確保となると、また全国的な仕入れの問題とかもあるので、そこは特別扱いとして七飯町にたくさん入ってくるかどうかというのは、ちょっとなかなか定かではないのですが、そのことについては強く要請を行って、できれば多く確保して対応させていただくということでお願いをしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） ということは、現時点では数量的に把握するのは難しいような状況だということなのでしょうか。それだけちょっと伺います。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） おっしゃるとおり、今の現在の状況では、町としては全町民を対象としてということの目標を掲げておりますけれども、その人数分が確実に入ってくるかどうかというのは、現状、まだ見えていない状況でございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○9番（上野武彦） 終わります。

○議長（木下 敏） 11時5分まで、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。

1番目、ななえクーポン券の使用可能店舗についてでございます。

令和2年度七飯町一般会計補正予算（第4号）により議決され、現在執行されている七飯町クーポン券発行事業のななえクーポン券が使用できる使用可能店舗等一覧によると、事業の目的に、町内に広く経済的な波及効果が期待されるとあり、業種がバラエティに富んでいるが、登録申請した店舗数が思ったより少ない印象を受けました。

そこで、以下の点について伺いたいと思います。

1、事前の説明では、対象業者は町内業者を公募等で募集するとなっていました。登録申請はどのような手続でなされたのか。

2点目、登録店舗数は少なくないか。ちなみに、各地区、本町地区、大中山地区、大沼地区ごとの使用できる店舗数は何店舗か。アップル商品券が使用可能な店舗数との比較ではどうか。この店舗登録数について、どのような評価をしているか。

3点目、陳情書や要望書に署名した業者でも登

録されていないものがあるが、登録申請しない理由にどのようなものがあるかと考えるか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 御質問に御答弁させていただきます。

まず1番目、事前の説明では、対象業者は町内業者を公募等で募集するとなっていたが、登録申請はどのようになされたのか。この点につきまして、ななえクーポン券の使用可能店舗につきましては、町ホームページに掲載し、公募したほか、七飯町商工会、七飯大沼国際観光コンベンション協会、渡島食品衛生協会の各会員へ案内を郵送し、募集を行い、現在も使用可能店舗の登録を受け付けているところでございます。

2問目、登録店舗数は少なくないか、ちなみに、各地区ごとの使用できる店舗数は何店舗か、アップル商品券が使用可能な店舗数との比較ではどうか、どのように評価しているかにつきまして、ななえクーポン券の使用可能店舗数ですが、本町地区、71店舗、大中山地区、39店舗、大沼地区、58店舗の合計168店舗となっております。

アップル商品券におきましては、令和2年7月20日現在で発行されている資料から集計いたしますと、本町地区が133店舗、大中山地区が73店舗、大沼地区が45店舗の合計250店舗となっております。

使用可能店舗数をアップル商品券に対して比較しますと、本町及び大中山地区では約53%程度にとどまり、大沼地区では3割近く逆に増加しております。業種を比較しますと、ななえクーポン券では、建築関連業種の登録が非常に少なく、一方で、飲食業での登録が進んでいると考えてございます。

3問目、陳情書や要望書に署名した業者でも登録されていないものがあるが、登録申請しない理由にはどのようなものがあるかということでございますが、登録しても利用がされない、クーポン券利用期間中は休業をしている、換金に手間がかかる、主要な利用料金が500円未満であるとの理由がございましたが、登録申請に関しまして

は、できる限り簡素化をしており、ななえクーポン券を利用しやすい環境づくりのため、引き続き登録申請を受け付けてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） この本クーポン券事業については、当初、僕自身もその成果に非常に疑問を持っていました。それは店舗がどこかに集中するのではないかということだとか、印刷費だとか予算額に占める費用が多いのではないかというようなことで、ちょっと政策としてどうなのかなということを考えていたのですけれども、自分の少ない行動範囲の中でのあれですけれども、いろいろな人に聞きますと、結構好評を博していただいて、ありがたいとか、あるいは全く今まで来ていなかった新規のお客さんがクーポン券を持ってきてくれて、そのクーポン券を話題として話がはずむとか、そういうようなことも言われたりしておりました。近隣の市町村についてもそのような政策は余りないような感じなので、なかなか、まだ途中ではありますけれども、いいのかなという印象を持っております。地域経済を地域の人で回すというか、そういうことの重要性について考えましたけれども、この事業について、問題はないのかどうかという観点から、何点か追加で質問させていただきたいと思っております。

まず、準備の時間がない中での事業であったので、先ほど言ったとおり、ホームページだとか、あるリストからの案内ということが中心になったのかもしれないのですけれども、広く伝えるためには、お店屋さん1件1件に連絡するとか、そういうことが行われているということを知る機会を逸している方がいないのかどうか、そのことについてちょっと心配なので、その辺について、もう少し、どのように勧誘したのかどうかということ、今現在も登録できるということによろしいのか、追加で登録できるのかどうかでいいのかということと、先ほども出ておりましたけれども、換金の手続についてはどうなっているのかということで、利用しない理由の中には、現金商売している人は、小切手だとかそういうものの取り扱い

だとかカードでの取り扱いを嫌うところがあるかもしれないのですけれども、その換金の手続というのはどのようになっていて、利用者に不便はないのかどうか。結局、指定された口座に振り込みされるかと思うのですけれども、その振り込み手数料の取り扱いについてはどのようになっているのかということです。それと、加盟する店舗の負担というか、ないのかどうか。ポスターを貼っている店舗もあれば貼っていない店舗もあって、あのポスターについては有料なのか、あるいは無料で、欲しい人には配布しているのかどうか、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

あと、もう一つは、今回、1回こっきりの事業だと思えるのですけれども、わかりませんが、また追加で交付金が出てやるとなれば別ですが、その中で、配布された御使用可能店舗等一覧は非常に立派な印刷で、店の名前をただ書くだけでよくて、もっと経費削減できたのではないのだろうかというふうにちょっと思ったものですから、その一覧表をもっと簡素にして、予算削減とかできなかったのかというようなことをお伺いしたいと思います。

それと、クーポン券の偽造、変造等の可能性で、その対策について、何か問題は起きていないのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、現在というか、8月27日現在で進捗状況をお示しいただいた中では、換金率が約20%ということで、これから、私のところに送られてきたのは7月の22日にクーポン券が送られてきました。ですから、約1か月で20%の利用ということで進捗しておりますけれども、今後、いただいた事業の中では、最終見込み、予算の執行見込み、ほぼ9,400万円の事業費に対して9,300万円見込まれているので、全額執行されるということのようですけれども、その辺の見込みについてどうなのか。

それと、進捗状況でいただいている資料の中では、郵送料が140万円ほど少なくなっているのですけれども、それについては、今後、残りの郵便料として発生する見込みがあるのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

ます。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、再質問に御答弁をさせていただきます。

まず、広く公募をするというような趣旨で事業を実施させていただきました。この点につきまして、まず、既存の関係団体の御協力を賜りまして、それぞれの会員の方々に直接まず御登録のお願いをさせていただきたいということで、郵便による案内を行ったところがございます。当然、最初に御答弁申し上げましたとおり、七飯町の主要な広報ツールであります七飯町ホームページ、こちらを活用させていただいて、さらに、報道機関のほうにも紙面のほうに御案内をしていただけたというような状況でございます。

しかしながら、今回、コロナウイルス感染症という初めての状況下にありまして、各事業者におきましては、先ほど御答弁申し上げましたが、利用がされないのではないか、それから、店をあけること自体にちょっと不安があるというようなことも言われてございました。そんな中で、多くの方々が事業者登録をしていただきまして、本当にありがたいと思っております。

しかしながら、いまだ加盟されていない店舗もございます。これは確かかなところでございます。先ほど御質問の中でもお話がありましたが、このクーポン券事業、非常に好評な部分がございます。それを聞いて、今、引き続き登録手をされた事業者の方も、数件ではございますが、ございます。これについては、引き続き町の広報誌でも御案内をしているところがございますので、登録店舗の増加につきまして取り組んでまいりたいと考えてございます。今現在も登録の受け付けをさせていただきますので、ぜひ未登録の店舗等ございましたら、お知らせいただければ、私どもからも働きかけてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

次に、換金手続についてでございますが、まず、換金につきましては、期日を定めまして、それぞれの期間ごとに使用されたクーポン券を店舗が、今回はうみ街信用金庫さんのほうにお持ちい

ただ、そこでクーポン券等の確認をさせていただき、枚数とか金額、こちらのほうの確認をさせていただきます。その後、町によりまして七飯町からの換金分の振り込みを行うというような形でございまして、振り込み手数料につきましては、公金として無料という形でやらせていただいております。

換金につきましては、当初、1か月程度の単位でやらせていただく予定でございましたが、さまざまな御意見等もいただきまして、その後、改良をいたしまして、現在では1週間ごとの単位で換金事務をとり行ってございまして、速やかに事業者の手元に現金が入りますように努めているところでございます。

それから、使用可能店舗につきましては、ポスター等の掲示をして、広く皆様に使える店舗だということがわかるようにしているというスタイルでございまして、一部、どうしても理由がありまして貼り出せないとか、そういった店舗はあるかもしれませんが、こちらからは、ポスター等を配布して、皆さんに広く知っていただくということで取り組んでございます。

ポスター費用につきましては、これはこれまでの議会で補正予算で議決をいただいた予算によりポスターを作成させていただいております。

それから、使用可能店舗、一番最初にクーポン券を配布する際に同封してございました使用可能店舗一覧につきましては、実はこういったお店を町民の方々に広く知っていただきたい、七飯町内のふだん使うお店ではないところでも使用ができますよと。そして、そういったお店も知っていただきたい、ぜひ利用をお願いしたいという趣旨で一覧表を添付させていただいております。

当初は、これについては、写真とか一言コメントですとか、そういったものを載せて、もっと興味を持っていただいて、七飯町民の皆様に御利用を促すというような趣旨でございましたが、御質問の中にもありましたとおり、期間が非常に短い期間で実施しなければならないということで、あの形に簡素化させていただいております。これにつきましては、現在のところ、当初予定した形

よりも、実は簡素なスタイルで作成をさせていただいておりますので、御理解のほどよろしく願います。

それから、クーポン券につきましては、昨年度、国で実施をいたしました補助事業のプレミアム付商品券事業、こちらについて、七飯町では同時に商品券を作成して、お配りをして、実施をいたしました。

その際に、商品券をつくる際の偽造防止というのが国から示されてございまして、その一つでございますコピーガードの用紙を印刷に使用させていただいて、偽造防止対策とさせていただいております。

それから、使用率につきましては、前回、既にお知らせしているものから、現在、9月4日締め切り分まで把握をございまして、換金額は、予算額が8,400万円ございましたが、現在のところ執行額といたしまして3,584万1,000円、使用率は約43%ということになってございます。クーポン券につきましては、これまでのプレミアム付商品券と異なりまして、当初、購入に費用を要しない形でお配りをさせていただいております。ですから、当然、使用されない限りは、町からの費用負担はゼロ円、換金の負担はゼロ円ということになりますので、できる限りこれを使用させていただいて、広く各事業者の手元に現金が届くというような形で支援ができるように取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願います。

それから、郵便料の発生の見込みなのですが、こちらは、当然、クーポン券配布の際の郵便料、それから、登録事業者の方々に登録完了の通知だとか、それからポスター等の配布等に使用させていただいておりますので、今後は新規の登録、それから、換金等業務の、例えば書類の不備とか、そういった通信連絡に使っていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) よくわかりましたというか、いろいろ懸念されているところ、全部チェックされているのだなというふうに思いました。

それで、もう少しだけなのですけれども、そうすると、僕が知っている店では、案内が届いたと。ハガキかな、それが届いて、登録店舗の申請についてしてくれたとあるのですけれども、全くいろいろな加盟していない、新しく店を始めたところとか、商工会に入っていないとか、そういうリストアップされていないところについては全く通知が届いていないということで、ホームページで見ないとわからないということがあるわけです。商売されているのだけれども、そういうところに名前が登録されていないところについては案内が届かないというようなことだということなのですね。

ということと、もう一つは、先ほど振り込み手数料は公金でということなので、これについては、今回の事業の予算の中でのあれには入っていないということによろしいのでしょうか。事業の中では、換金と、印刷製本代とか、郵便料だとか、換金委託料として1%とか、そのぐらいい上がっていなかったのですけれども、振り込み手数料については別な、補正予算ではないところのあれから出ているということになるものなのではないでしょうか。それとも、トータルの9,300万円の中に入っているものなのではないかということです。それだけちょっとお願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問に御答弁をさせていただきます。

私どもも把握できる限りにおきまして、事業者の皆様にご案内をさせていただいたところとまず御理解をいただきたいと思っております。

なお、この事業によりまして、多くの事業者の方々に御案内を差し上げておりまして、さらに、クーポン券につきましても、それ自体を全世帯に配布をさせていただいております。この事業の存在について、できる限りの周知をしてまいったと考えてはございます。ただし、それでも登録をしていないだとか、万が一、この事業につきましても御存じでないところがあるやもしれません。そこにつきましては、できる手法といたしましては限られているのですが、こういった事業の評価とか、口コミと言ったらあれなのですけれども、そ

ういったものも通じて知っていただいて、ぜひ登録につなげていければなと願っているところでございます。

それから、振り込み手数料の関係でございますが、振り込み手数料につきましては、七飯町、公の自治体につきましては、指定金融機関におきまして、振り込み手数料というものはかからない、公金扱いという形になっております。ですが、このたびの事業の補正予算の中には振り込み手数料分を計上させていただいております。なぜならば、当初はこの振り込みも含めて業務の委託等に対応してまいりたいと考えていたところだったのですが、その後、例えば振り込みの期間を短くすべきだとか、先ほどもお話ししましたが、当初、1か月程度のスパンで振り込みをしていくという予定でございましたが、これでは事業者の皆様のご要望に答えられないという判断をいたしまして、急遽、仕組みを切りかえました。そして、当課職員によりましてその作業を随時行うというような方法に切りかえたために、この振り込み手数料については削減が可能となったところでございます。ですので、今のところ毎週、振り込みの手続きをさせていただいて、できる限り事業者の方々に現金が素早く行き渡るように努めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 自分は銀行員をやっているながら、公金の振り込みの手数料についてちょっと失念しておりまして、大変恥ずかしい思いで、申し訳ございません。

あと1点だけ、うみ街信金でしたか、そこに換金のために持っていくということなのすけれども、これが一定の日に集中して、何か事務が非常に大変になっているという話をちょっと噂の噂で聞いたこともあるのですけれども、これについて、何かその日に持っていくとか、説明とか、その中でちょっと不備のようなものはないのか、あるいはもっと平準化するような、そういう対応のようなものは考えていないのか、その点だけ、この質問についてちょっと回答をお願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問でございます。実はこれにつきましては、私どももちょっと想定をしてございませんでした。登録店舗の皆様方に、換金の手続の内容を書面でお渡ししているのですが、それぞれの換金の受け付けの締切日を表示をさせていただいていたところでございます。これにつきまして、締切日にお持ちいただくというかと、とらえられている事業者がいらっしゃるというのも私どもでも把握をしてございました。これについては、ちょっと配慮不足だったかなとは思ってございます。御指摘のとおり、この日に集中してお持ちになるというケースが多少なりともあるというのも聞いてございます。これにつきましては、その都度、窓口、それから、私どもも事業者さんとお話する際に御説明をさせていただいて、その期間の間で構いませんというような周知をさせていただいているところでございます。ぜひそういった点につきましても、事業者の方にもしお会いする機会等ございましたら、そのあたりを御説明いただいで、周知に御協力いただければなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1問目の質問は終わります。

次にいきます。

23ページについては差しかえがございましたので、一遍、ちょっと単位について間違ったところがあったので、新しいところで進めさせていただきます。

2番目、道の駅「なないろ・ななえ」の経済効果等についてでございます。

開業1年10か月で来場者が200万人を超え、極めて堅調に推移していると思われる道の駅「なないろ・ななえ」の経済効果等について、以下の点を伺いたいと思います。

1点目、今期（令和2年3月期）の一般社団法人七飯町振興公社の売上高の内訳（商品別内訳）、来場者1人当たりの購買額及び従業員数は把握しているか。

また、決算上、町からの業務委託費及び町への寄附金はどのように取り扱われているのかを把握

しているか。

2点目、経済効果の試算方法について、昨年の6月の定例会においては、実際の数字の把握は困難としながら、次のように説明されておりました。経済効果については、北海道開発局が平成25年6月に発表した調査数字を参考として、1人当たりの経済波及効果874円×年間入込客数約101万人として、約8億8,000万円と試算し、そのうち税金については、北海道観光経済効果調査を参考とし、経済波及効果約8億8,000万円×3.45%として3,000万円、うち町税は約1,600万円と試算しておりました。

考えてみると、試算方法にはいろいろな考え方があり、七飯町道の駅基本計画（平成28年3月）ではちょっと違う結果となっております。今でも経済効果としてこの算式を用いるのか。本当に経済効果が上がっているか。把握方法はないのか。仮に前記の試算方法をとるなら、他の道の駅に比べて入込客数が多い道の駅「なないろ・ななえ」の売上高は見劣りするということはないか。あるいは、来場者数のとらえ方が多いということか。

3点目、売り上げのうち、出店手数料とあるのは、本来、七飯町が収納すべき性格のものではないのか。

4点目、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）までの期間ですけれども、公の施設の指定管理者における業務状況評価の内容について、前年と全く同じ文言が書かれている項目もありましたが、問題はないか。

それと、最後に5番目、コロナ禍以後の道の駅「なないろ・ななえ」のあり方について、何か方針、お考えはありますかということです。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、御質問に御答弁をさせていただきます。

まず1点目、今期の一般社団法人七飯町振興公社の売上高の内訳、来場者1人当たりの購買額及び従業員数は把握しているか、また、決算上、町からの業務委託費及び町への寄附金はどのように取り扱われているのかを把握しているかというこ

とにつきまして、七飯町振興公社の令和元年度の決算報告書から、商品別内訳は公表されておられません。指定管理料を除く売上高は約3億2,500万円で、年間来場者数99万6,727人であったことから、1人当たりの購買額は約326円で、令和2年3月の従業員数は17名であります。また、町からの指定管理料は売上高に、町への寄附金は販売費及び一般管理費に計上されてございます。

2点目、経済効果の把握方法と、他の道の駅に比べ売上高は見劣りしていないかということでございますが、御質問にありますとおり、従前は経済波及効果の試算につきまして、北海道開発局発表の調査数値を参考とし、1人当たり効果額を874円として、年間入込客数に基づき試算をしてみました。先ほど御答弁申し上げました1人当たりの購買額は約326円で、開業間もない平成30年度につきましても約356円であり、これらと比較して2.5倍以上の開きが認められました。

道の駅「なないろ・ななえ」の入込客数には、夜間のトイレ利用者が含まれており、また、近隣飲食業との相乗効果を目指し、軽食を中心としたメニュー提供であるなど、1人当たりの購買額は低くなると考えられることから、年間入込客数を乗じた試算によりますと、実際から大きく乖離する可能性が考慮されます。

このことから、経済効果のうち、直接消費額として、決算による売上高を当てはめ、従前と同様に北海道開発局発表の調査数値から、経済波及の大きさを示す数値である誘発倍率2.07を乗じた6億7,275万円を直接間接効果を加えた経済効果として試算をいたします。

あわせて、税収につきましては、北海道観光経済効果調査から、観光産業の経済効果に対する税収効果の割合である3.45%を乗じ、税収効果は約2,321万円、うち、町税に限定しますと、約1,220万円と試算いたします。

経済効果等の試算につきましては、国や道が実施した各種調査を活用して試算を行いました。それぞれの調査対象や調査手法の違いなどにより、結果に相違が出ることで、実情を勘案し、試算

方法の変更を行うなど、その把握方法を随時検証していく必要があると考えてございます。

また、他の道の駅の売上高に関する資料が公表されておらず、その点につきましては比較ができませんが、多くのお客様に御来場いただき、観光や特産品、食や歴史など、七飯町の魅力を紹介し、地域のさらなる活性化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

3点目、売り上げのうち、出店手数料は、本来、七飯町が収納すべき性格のものではないのかにつきまして、農産品等の直売に係る販売業務は指定管理者が行っており、それに係る手数料でございますので、指定管理者の事業収入とすることとしてございます。

4点目、令和元年度の公の施設の指定管理者における業務状況評価の内容について、前年と全く同じ文言が書かれている項目もあるが、問題ないかにつきましては、適切な管理運営の確保や、利用者のサービス等の維持、向上などにおきまして、新たな取り組みなどで特筆すべきものはありませんでしたが、業務全般にわたり継続して取り組んでいただいております。指定管理者の業務に関しましては、前年度に引き続き高く評価をいたしているところでございます。

5点目、コロナ禍以後の道の駅、「なないろ・ななえ」のあり方について、何か方針はあるかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、咳エチケットや手洗い、換気の奨励、三つの密を避けるなど、日常生活においても新たな取り組みが実施されており、道の駅に関しましても例外ではございません。全国よりお客様が訪れることから、職員のマスク着用と検温、消毒の徹底はもとより、来場者へのマスク着用のお願いや、消毒液や空間除菌剤の配置、対面カウンター等の飛沫感染防止スクリーンの設置、レジ前などでは間隔をあけるための床面表示、座席間の距離確保などに取り組み、各種イベントの実施に関しても、屋外での実施とするなど、イベント内容を含めて、いかに感染拡大防止対策を徹底できるのかを常に念頭に置いた上で、指定管理者としっかりと連携をし、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

で、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ここでちょっと疑問というかいろいろ思ったのは、道の駅の営業実績というのは、業務委託している指定管理者である一般社団法人七飯町振興公社の決算書の内容とほぼイコールで、そこの売り上げだとかそこの利益だとかが道の駅の業績だよというふうに考えていいのかどうか。何かほかに加えたり引いたりしなければいけないものがないのかどうかということと、先ほど業務委託費と寄附金について、経理の処理というか、どの項目に入っているのかということで御説明がありましたけれども、実際、寄附金の額について、最初の期するときにはほぼ業務委託費と同額を戻して、一切援助をもらわないでやっていますよというような形がとれたのですけれども、今期の決算についてもそれと同じなのか、寄附金の額は幾らだったのか、業務委託費は幾らだったのかということを改めて確認させていただきたいと思います。

それと、再度、業務状況評価という、ホームページに公表するような、その内容について、最初のほうの利用者の意見等の反映とか、数字、何%だとか、そのあれは変わっているのですけれども、ほかの項目、例えば利用者サービス等の維持向上だとか、総合評価だとか、これについては全く一言一句同じ内容が書かれるというのは、ちょっと信じられないというか、ある項目があって、それを丸して、大変よくできました、よくできましたというものであればいいのですけれども、どのようによかったのか、どのように改善点が必要なのか、個々具体的な熱い言葉が必要なのではないかなと思うのですけれども、そこについてもう一度お願いしたいなというふうに思います。

それと、道の駅の入込数というのですか、その数について、今期、直近の決算ではコロナ禍の影響があって、2月、3月なので、その影響があってちょっと数字が落ちたというふうに考えていいのかどうかということと、最初の年が7万人、これはちょっと短い期間でしたけれども、その次が

101万人ありました。今期が99万人ありましたということなので、これが営業していない夜の入場者のあれもカウントしていたというのは、ちょっといただけないといえますか、そういうものも入った数字として100万人達成だとか何とかということであればいいのですけれども、そうでなければ、ちょっと大目に、過大に掲示しているのではないかという印象を持ってしまうので、それだけたくさん夜も昼も来ているということでもいいのかもしれないのですけれども、そこについては、ちょっと数字の発表について、問題がないのかどうか、ちょっと確認したいなというふうに思います。

それと、もう1点、今後、道の駅の、既につくってしまったものなので、上手に活用してもらわないと困るなと思うのですけれども、私が懸念するのは、今、毎年道の駅の借金というか返済が幾らあるのかと。それに対して、先ほど、前回の質問に比べて金額が、税込試算額でも減っておりまして、これについて、返済財源が果たしてどこから出るのかと。私がちょっと考えたのは、先ほど言ったとおり、出店手数料というか、本来決まった手数料を指定管理者が町のかわりに受けているので、手続をしているので、それについて町が収入しても、1,000万円程度ですけれども、それについていいのではないかなと思ってあれなのですけれども、もちろん条例で七飯町道の駅設置及び管理に関する条例で、前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は指定管理者の収入とすると文言があるので、これについては全くおかしいことをしているわけではないのですけれども、本来、町が、公社が十分収益を上げているわけですから、それについて、その手数料について収納する、建物の家賃収入みたいなものですよ。それについて収納するという点について、おかしくないのかなと思っている。それでもまだ財源は少ないわけです、返済する中で。だから、そういうことでどうなのかなというふうに考えたわけです。

それについてちょっと御答弁をいただきたいのと、業務状況評価の中で、特に多かったアンケートというところの中で、農産物の直売における野

菜等の価格、鮮度及び品ぞろえについてアンケートが多かったということで、価格について、アンケートの結果、どのような内容だったのかということです。高いのか、安いのか、安くてよかったのかということです。

それと、今後のあれとしては、今後は充実した農産物の確保へ向け、提携先との綿密な調整を図るということで、顧客への利便性だとか売り上げだとか、道の駅の魅力アップをしていくというようなことが評価の中に書かれているわけですがけれども、その具体的な内容について、どうなのかなと。売り上げを上げる、あるいはコロナ禍で、今後、来場客というか入込客は、90万人とか、ちょっと見込めないのだろうなというふうに思います。早くコロナが収束してたくさん人が動くようになればいいとは思いますが、その中で少しでも魅力ある道の駅にするための具体策というのは、そこのところをもう少しお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、道の駅の指定管理者でございます七飯町振興公社につきましては、事業の主体専らを道の駅の運営のほうに充ててございますので、公社の決算がほぼほぼイコールということになってございます。

それから、寄附の金額につきましては、今回の元年度の決算上では100万円の寄附をいただいているところでございます。

それから、業務評価の関係でございますが、冒頭に御答弁申し上げましたとおり、業務の内容につきましては、前年度に引き続き積極的に取り組んでいただいているところでございます。文言が一致してしまっているところがございますが、これにつきましては、非常に高い評価であることにかわりはございません。今後、新たな取り組み等、特筆すべきもの等が出てくれば、これについても触れてまいりたいというように考えてございます。

それから、入り込みの人数のカウントの方法で

ございます。道の駅「なないろ・ななえ」の入り込みのカウントにつきましては、まず出入口のところにカウンターを設置してございます。あわせて、このカウンターは24時間トイレのほうの入口のほうにも設置をしているところでございます。そして、入って、出て、1名というカウントになりますので、2回で1名のカウントをさせていただいているところでございます。「なないろ・ななえ」につきましては、このようなカウンターによる計測によってございますが、例えばほかの地域の道の駅であれば、例えばレジカウントの場合もございます。さらには、例えば七飯町の道の駅の基本計画に出てございます富浦道の駅等、あちらの地域に関しましては、購買額調査というもので出てくる単価を売上高で除して、それをもって人数としているとか、例えば車両1台につき3名が乗車すると規定して台数×3名というような計上の仕方とか、実はそれぞれの道の駅によって多種多様なカウントの仕方があるということで御理解をいただきたいなと思います。

それから、道の駅建設にかかった費用等につきまして、道の駅の売上高等が町に入って、それが返済等に係る特定財源になったりというようなことのお話でございましたが、当町の場合は、そういった返済等に係る特定財源としての収入は考えてございません。道の駅につきましては、今お話にも触れられてございましたが、道の駅の直接の売り上げもございますし、道の駅の機能といたしまして、まず、情報発信の機能だとか、それから、休憩の機能を提供するだとか、そのほかにも、近隣の店舗等との相乗効果を発揮するとか、そのほかにも、道の駅「なないろ・ななえ」につきましては、七飯町であれば大沼国定公園に代表されるような観光地間のハブの機能として、送客、誘客をするというようなことも想定して運営をされているところでございますので、目に見えない形での七飯町のPRとか、そういった波及している効果もございます。こういったところも勘案していただきまして、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それから、野菜価格等に対するアンケート等の結果はどのようなかというようなお話だったところ

でございますが、例えば、特にその日の朝に野菜は補充をされてまいります。それから、不足等が発生したときには、それぞれバーコードというのでしょうか、そういったもので売り上げがどの程度数量が出ているのかというも納入されている農家さんに情報としてメール等で情報が届きます。それに応じて補充をしたりだとか、そういった対応をしているところでございます。

この野菜の販売に関しましては、農家さんの販路の拡大、それから、みずからが値づけをするというような形もありますので、これについては、それぞれの納入の農家さんがそれぞれ独自の値づけをして、消費者の皆さんの期待に応じているところでございます。価格等に関しましては、決して高いというものではございません。季節等の要因、それから、成育状況等にもよりますけれども、その日、その日でそれぞれが適切に価格に反映していると考えてございます。

特に野菜に関しましては、アンケート等につきましても、非常に野菜がおいしいとか、そういったお話も受けてございます。ただ、アンケート等でマイナスの意見もございます。もっと野菜をふやしてほしいとか、種類をふやしてほしいとか、ちょっと午後に行ったらもう品切れだったので残念だったとか、そういったアンケート結果はございますので、こういったものにつきましては、農家さんとこの情報を共有して、もっとよりよく楽しんでいただけるように対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、コロナ禍における集客と営業対策についてですが、今、どこの観光地でもそうなのですが、やはりコロナの影響で非常に入り込みが落ちているところがございます。最初の冒頭の答弁でも申し上げましたが、コロナに関する感染防止策を徹底すること、これがまず第一でございます。そして、これを実現するために、今までの既存のイベントのあり方、それから集客、接客、そういった対応についても、また新たな取り組みをして、構築をしていかなければならないと考えてございます。

具体策といたしましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、これからもイベント

等につきまして実施をしまいでございますので、そこで、例えば距離を保つとか、ドライブスルー方式であるとか、そういったものをいろいろ検証を実施して行って、よりよい形になるように取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

道の駅の入込客数につきましては、基本計画上で年間90万人を想定している。これがいわゆる目標というような形で取り組んでいるところでございます。

今般は、先ほど御質問の中にもございましたとおり、新型コロナウイルスによる影響によりまして、年度後半につきましては、来客が激減したということもございまして、このような数字になったと考えております。

今後につきましても、こういった逆風ということは当然想定されますが、でき得限りの対応をして、皆さんに喜んでいただける道の駅であり続けるという考えで取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 先ほど経済効果の試算方法について、大きく減額になりますけれども、見直しをしたということもございまして、来店客数とか入込客数の実数に近いとか、本当に来てくれた人の数をとらえる工夫といいますか、ドアがあいて、出入りして2で割るという数字の仕方については、僕も銀行にいたときに、冬になると数字が、ぐっと来店客がふえたということで、どうしてかなと思ったら、寒いので、バスを待っている人が中に入ってきて待っているというような、そういうこともございまして、要はこういう件数については、前年とどう変わったか、前回とどう変わったかということで、比較で見るということで非常に重要なものはあると思うのですけれども、200万人とか100万人とか、すごい数字だけがどんと宣伝されて、外に向かつては非常にいいのかもしれないのですけれども、我々、実際、財政的なのか経営的なのから見たときに、実質何人なのだろうという、そういうようなところで、とらえ方について、難しいのかもしれ

ないですけれども、見直しできないかどうか。実際の、銀行などでは、受付票を引いた、その数が来店客数というふうにとらえるというような形になつたりしております、ドアの開け閉めだけでは見ていないのかなと思うのですけれども、そのようなことをできないかどうか、ちょっと最後にお聞きして、質問です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 入込客数につきましては、先ほど御説明しましたとおり、その道の駅によりましてさまざまなカウントの仕方があるということはまず御理解をいただきたいと思ひます。そして、道の駅に関しましては、販売といて、売上高に関係するもののほか、いわゆる休憩機能、そういったものも提供をしていく。それから、トイレも当然そうなのですけれども、そういったところのサービスも提供するという前提で建てられたものでございますので、現在のところ、そういった目的にも合致するというところで、出入口にカウンターを設置しているということで御理解をいただきたいと思ひます。

さらに、売り上げ等に基づく方法につきましても、議員、御質問にありましたとおり、実際の売上高を来場者数で割ることによって、客単価というものができてまいります。これをしっかりと注視して、実際の売上高、1人当たりの購買額というものがどのような形になるのかということにつきましては、さまざまな各種調査等の数値等を活用して、でき得る限り実態を把握できるように試算等をしてまいりたいと思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○15番（若山雅行） 終わります。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） それでは、3問、させていただきます。

同僚議員が一般質問でかなりの部分を答弁いただいているので、1問5分程度でいきたいと思うので、皆さん、本音のトークでお願いしたいと思ひます。

では、1問目、新型コロナウイルスによる町の経済対策の進捗状況について。

前回の定例会で一般質問した後に、国は第2次補正予算が成立し、七飯町も新型コロナウイルスに関する補正予算が成立した。2度の補正予算で成立した様々な事業の進捗状況について、町長の所見を伺いたい。

集計時期につきましては、令和2年8月末日現在でお願いしたい。

一つ目、地場の企業及び個人事業者で、倒産及び廃業したケースは。

2、町内企業の政府系金融機関からの借り入れ件数及び借り入れ金額は。

3、持続化給付金及び雇用調整助成金の町内企業の利用状況は。

4、小規模事業者持続化補助金の町内企業の利用状況は。

5、地域の感染状況等を踏まえたきめ細かい医療提供体制等構築事業（予防接種事業）は。

6、前回の一般質問の際、町長は、国の第2次補正予算が決定した際には、倒産企業を1件も出さないためにも、国の制度の対象から外されたものに対しても対応していきたいと述べたが、それは何を指すのか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、私のほうから、1点目から4点目に関しまして御答弁を申し上げます。

1点目、地場の企業及び個人事業者で倒産及び廃業した件数についてでございますが、新型コロナウイルス感染症によるものだけではなく、全体としての件数になりますが、令和2年中に届け出や関係機関からの情報提供により確認できた廃業等の件数は、法人4件、個人5件となっております。

2点目、町内企業の政府系金融機関からの借入れ件数及び借入れ金額につきまして、日本政策金融公庫函館支店は、市町村単位での公表はしておりません。渡島・桧山管内合計となりますが、2,453件で、借入れ金額は331億6,550万円となっており、同様に、商工組合中央金庫函館支店は44件で、借入れ金額が32億7,900万円となっております。

3点目、持続化給付金及び雇用調整助成金の町内企業の利用状況についてですが、持続化給付金及び雇用調整助成金につきましては、インターネットを介しての申請であったり、直接国への申請となることから、町内企業の利用状況の把握が困難であり、国においても、市町村ごとでの利用状況等は公表していないとのことでありますので、御理解をお願いいたします。

4点目、小規模事業者持続化補助金の町内企業の利用状況についてですが、小規模事業者持続化補助金につきましては、一般型3件で、補助申請額184万6,000円、コロナ特別対応型5件で、補助申請額403万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 私のほうから、5点目について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの症状が似ているということから、インフルエンザ予防のワクチンを接種することで、医療機関における判断リスクが軽減されるものと考えます。

このことから、全町民を対象としたインフルエンザワクチン予防接種無償化に係る補正予算を7月に御承認いただいたところでございます。

10月1日からの実施に向けて、現在、渡島医師会等に、町インフルエンザ予防対策の趣旨を御説明させていただきまして、ワクチンの確保についても協力要請を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 6点目についてですが、私から答弁させていただきます。

国の2次補正に基づき、町独自の事業として、

7月10日に開催されました令和2年第3回七飯町議会臨時会において議決をいただきました令和2年度七飯町一般会計補正予算（第5号）と、令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）に計上させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2次交付実施事業を指すものでございます。

町としても早急に対応するために、国の1次補正への対応、そして、2次補正への対応については、議会の臨時会及び定例会において補正予算を議決いただき、対応してまいりましたが、先ほど商工観光課長から1点目の答弁にありました廃業等の件数のうち、第2回定例会後においては、法人所有の施設1件が閉館となっております。非常に残念でなりません。

新型コロナウイルス感染症ははまだ収束されておらず、今後も状況の推移を見ながら対応策を検討しなければならないとも考えておりますし、国の今後の動向、3次交付があるのか、状況を見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） それでは、倒産、廃業の件数については、失礼な話かもしれないけれども、思ったより少ないというふうに僕は思っているのですけれども、その中で、やはり政府系からの借入れ等については、かなりの件数の方々が借りているということは、何とかこの新型コロナに対応して、会社なり個人事業なり、そういうのを残していきたいというのが彼らが考えていることで、大事な話だと思います。

3番につきましては、データがないということですが、この政府系からの借入れの金額を見ても、かなりの企業が、やはり何とか持ちこたえたいということで借りているのではないかなというふうに思います。

その中で、ちょっとお聞きしたいのは、町のほうで雇用調整助成金については、七飯町の場合は相談で受けるというような話が出ていたのですが、実際にはそれはどれぐらいの数の方が相談に伺っているのか、その数を教えていただきたいというふうに思います。

それから、5番目の、七飯町民全員に対して予防接種するということなのですけれども、先ほどの同僚議員のときにも、その数はまだはっきりしないよというような話だったのですけれども、国はもう既に、これから頼まれても、つくるといったら、もう今年の1月、2月の時点で今年の数というの大体決まっているよということで、厚生労働省の数字では650万、ちょっとははっきりした数字はちょっとわからないのですけれども、そのぐらいの人数しか予防接種はできないよというふうになっている。その中で、例えば全員ができないのだったら、これはどういうふうにして接種というのを進めていくのかということをお教えいただきたいなというふうに思います。

それから、最後の、国の制度から外れたものということについては、どうも話を聞いていても、予算の数字を見ていても、実際に出てこないですよ。これは函館市とかは、例えば今まで国の10分の8でやったとかというやつを、ちょうど2次補正で、道のやつでやると10分の10出るからと、それに振り替えたり何なりしてやっておりますよね。そういうことで例えば財源をふやしていこうとしてやっているのですけれども、町のほうはそういうような考え方というのはあるのかなのか。今の6問目からちょっと若干変わるかもしれないのですけれども、そうやってその財源をつくっていくことに対してどういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長(木下 敏) 商工観光課長。

○商工観光課長(福川晃也) では、再質問のほうに御答弁させていただきます。

国の雇用調整助成金等に関する相談件数ということでの御質問でございますが、大変申しわけございません、これの件数については押さえてございません。ただし、現在、うちのほうで配置してございますコロナ関係の雇用関係、それから、こういった給付金等の窓口対応を通しまして、そういった雇用調整助成金等の相談に対してもお話を受けているというような形でございます。

例えば、この雇用調整助成金というわけではございませんが、御質問の中にもありましたとお

り、借り入れ等が、政府系金融機関からの借り入れ等の件数が非常に多いと見ております。これに伴いまして、セーフティネット保証については、私どもの窓口が対応しているところでございまして、こちらの件数につきましては、セーフティネット保証で直近で95件程度、受け付けをしているところでありまして、こういった資金繰りのニーズは非常に高いものだという形でとらえているところでございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長(岩上 剛) 5点目でございます。議員の先ほどの数字、国のほうでは、今回、私の押さえの中では、インフルエンザの見込み数量、この秋、冬にかけて供給される国のほうでの供給量については、約3,178万本用意するということの方針でございます。成人1人当たり6,356万人分、日本国内の人口の半分相当を網羅できる対策を国のほうではとっていきたいということでございます。町のほうでは、全町民を対象にということで、100%の予防接種を目指すという形をとってございます。万が一、これも一気にこのワクチンが医療機関に入るわけではなく、段階的に納品されていこうということでございますので、10月1日からのスタートにあわせて、やっぱり患者さんが一気に押し寄せるとは、なかなかスムーズな予防接種ができないかなというふうに思っています。それで、2人に1人が打てるような供給量、七飯町は100%を目指すということですが、函館市内の医療機関にも、今、その対応が可能かどうかの問い合わせをしまして、大手の、大きい入院病床を持っている病院などでは協力していただけるということなものですから、その中で、七飯町内と函館市のエリアの中で調整できるように対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。(発言する者あり)

○議長(木下 敏) 時間制ですので、答弁漏れというのは再質問でお願いします。

6番目、経済部長。

○経済部長(青山芳弘) 事業の見直しとかの財

源のつくり方の考え方とかということでございますけれども、所々、いろいろな事業を実施してございます。それらも執行状況を見ながら、やはり予算を計上するときには、ある程度の満度の予算を確保しながら対応してきてございますので、それらの執行状況を鑑みながら、期限が来たものに近いものについてはある程度整理をし、また新たな事業のほうに展開するとか、そういう財源の運用を図ってまいりたいと思っております。まだ全てが終わってございませんので、一部一部というふうな状況で進むと思っておりますが、その中で、やはり困っている方、いわゆる企業であれば倒産をしないように、何とか続けていただくような、望みを持てるような対応を考えていかなければということとは重々わかりますが、なかなかそこが全てまで対応できるかというのが、ちょっと正直言って、金額がどうかということもございましてしょうけれども、ある程度、各自治体の状況を見ながら、ある程度の金額についても検討させていただきながら対応していきたいと考えますので、御理解のほどお願い申し上げます。

また、当然、そういうところに組み替えたりする場合に、当然、補正予算なり必要でございますので、議会のほうとも協議させていただきながら対応していきたいと思っておりますので、御了承いただきながら対応していくということで御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 雇用調整助成金の話で、相談業務のやつを数字を押さえていないというのですけれども、そうしたら、実際にそれを使っている企業さんはあるのかなのかということも押さえていないということですね。結局、ほかの地域は、雇用調整助成金に対しては、地元の自治体が20%の上乗せするとか、そういうのが渡島管内でも三つか四つありましたよね。そういうことをやっている、きちっと数字は押さえられる。また、そうでなかったら、もっと、例えば実際にその委託業務をやっているのは社労士会とか、北海道の社労士会があるので、例えばその函館のほうの関係のところ聞けば、ある程度の数字とい

うのはわかると思うのですよね。そういうものをきちっと調べていかないと、七飯のまち、みんなそれを受けているのか受けていないのか全然わからないと。PR不足なのかどうかもわからないと。いったって、ここでは困る話ではないですか。これで助かるところもあるだろうし、助からないところもあるかもしれないけれども、これで助かるのだったら、それはフォローしてあげるといっては、それが自治体の仕事ではないですか。違いますか。

それから、5番目の、さっき聞いていなかった、日本国民の半分しかインフルエンザの予防接種ができないというふうになっていきますよということをつかんでいながら、それで、例えば函館の事業所さんをお願いしますねと言っても、今まで入れていた、去年だって、去年の数字で11.1%か、伸びているのですよ。ふえていますよ。でも、実際に去年受けている人たちは今年も受けるという数字で皆さんもはじいた数字で、そのほかに10%ふえていっているということだと思っておりますよね。それを七飯でだけでとれるということはある話でないのですか。例えば、七飯の町民の人が函館の病院でインフルエンザを受けている人もいると思うのですよ。そういう数字はどういうふうに出していくのかということだであるのだろうと思うのですよ。声高らかに、全町民に対してインフルエンザの予防接種をさせますと言いながら、実際、今出てきた数字は半分しかありません、函館に聞きます。中には、インフルエンザワクチンに対してアレルギーのある人だっているのですよ。そういう人たちは受けられないのですよ。それから、生まれてきた、6か月より前の人たちも受けられない。そういうようないろいろ引いていったら、どの数字が正しいのか。そういうものがあるにもかかわらず、こういう余りにも町民をばかにするような、全員受けると、そういうことを言う事態が僕はおかしいと思うのですよね。これが半分しか受けられないですよと、そういう数字になるのだったら、そうしたら誰を優先順位にしてワクチンを打たせるのですか。ここを聞きたいと思っております。

6問目につきましては、ほかの町村がやってい

るから、うちもその状況を見ながら云々というふうに聞こえたのですけれども、それって、やはり町は町の独自の形というのをを出して行って、どこのもちだって、七飯町は農業と観光のまちですよと言っていて、農業と観光を主力にしていくと言っているのだったら、そういうところに厚くしていくということが大事な話ではないですか。そうやってまちを元気にしていくということは、私、次に質問をしますけれども、税金の問題にかかわってくる話だと思うのですよね。

だからそういうところを、何かまちとして本当に真剣に来年度以降の税金というものを今年度並みに守っていこうという、そういう何か姿勢というのが見られないのですよね。そこのところ、どうなのですか。部長に聞いてもかわいそうだから、副町長、どうですか。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御指摘のとおり、こちらの把握にまだまだ至らない点がありまして、大変申しわけございません。引き続き、国の制度も含めまして、こういったこのたびの新型コロナウイルス感染症対策に充てられている事業に、各町内の事業者等が確実にこれらの制度の利用につながるよう努めてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 先ほど全町民に対してインフルエンザを実施していきたいという旨の説明をさせていただきました。確かに議員御指摘のとおり、供給量が日本国内で2人に1人の割合ということで、その上で七飯町民が100%それを接種できるのか、物理的な部分も確かに御質問の内容は理解できるところでございます。

ただ、当町としましては、これは全国的という部分と、当町内での政策的な部分ということで、できるだけ多くの方に受診していただきたいという思いで予算のほうも確保させていただいております。

その中で、まず、高齢者ですとか子供さん、こういう方々を、国のほうでもインフルエンザ予防

接種の重要性ということを最近、8月ぐらいから呼びかけております。その中でも、国は、10月前半にかけては高齢者ですとか子供さん、医療従事者、妊婦さん、そして基礎疾患のある方を優先的に対象者として、それ以外の方については10月後半から行っていただくよう協力をお願いかけていくということで、そういう方針でございますので、当町においてもその方針に従うこととしてございます。これによりまして、ある程度前半部分で優先的に高齢者、感染しやすい、例えば免疫が少ない方、そういう方を対象に予防接種を受けていただいて、インフルエンザのピーク時に備えていただくというような対策をしてみたいと思っています。

ただ、供給量については、先ほどちょっと答弁もさせていただいたとおりでございますけれども、各関係機関に要請を呼びかけながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 副町長という答弁の指定もございましたけれども、まず私のほうから、最初、答弁させていただきます。

国のほうも、今回、令和2年度、1次補正が4月30日ということで、そこに農業のほう余り含まれていなかったということもございます。農業関係が6月12日の2次補正で農林水産省関係で補正がついているということでございますので、横田議員御発言のとおり、当町が観光と農業のまちということで売ってございますので、まず最初は国のほうの補正予算にありました観光業及び飲食店の対策を重視してきたという中で、6月12日以降の補正に対して、農林水産関係の国の制度でございまして、新たに制度ができていものもございまして、それらをJA農協さんとタイアップしながら、協働しながら、各農家のほうにも周知し、新たな事業展開ということで、次期に向かって、機械整備の補助もございまして、継続した生産活動ができるような体制をつくっていききたいという思いから、JAさんとも協議しながら進めさせていただいているところで

ございますので、その点は御理解いただきたいと思
います。

また、七飯町独自ということでしたけれども、
他町の自治体のことも参考にしながら、やはり広
い知識の中で、農家に対して、また、いろいろな
人に、商工業及び観光業に対する知恵を出し合っ
ていきたいという思いから、そういう部分も検
討の中に、よそはどうだったのだろうかというこ
とも含みながら検討したいということで申し上げ
ましたので、その点、御理解いただきたいと思
います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほどの、例えば持続化給
付金とか雇用調整助成金というのは、本当は9月
までだというやつが12月まで今回延びましたよ
ね。ということは、やはりこれからでも、申し訳
ないですけども、遅いかもしれないけれども、
やっぱりそういうことに対して、町内のそういう
業者の方なり、やっぱり受けて、忘れずに受けら
れるような、そういうシステムというのはやっぱ
りつくっていかなくてはいけないのではないかな
と思うのですよね。そうしていかなければ、やは
り町長も言ったように、倒産にならない、そうい
うふうにしていきますよというふうに言ってい
るのだから、やっぱりそこをちゃんとやっていただ
かないと、そういうお言葉があったから補正予算
も通っていったのかなというふうに思っています
ので、その点のところ、もう一度お願いしたいと思
います。

それから、インフルエンザの件ですけども、
去年の七飯町内でインフルエンザの予防接種を受
けた人数を教えてください。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 改めまして、こう
いった国の制度等の利用につながるように、私ど
も、努力してまいりたいと考えております。当
然、国のPRも含めて、私どもとしましては、商
工会、それからコンベンション協会等、関係団体
と情報共有しまして、こういった制度の活用につ
ながるように努力してまいりたいと考えておりま
すので、御理解のほどよろしくお願いいたしま

す。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 昨年度の
インフルエンザの当町の受診者数でございますけれ
ども、当課で把握しているものについては、事業
として65歳以上の方の助成ということでとらえ
ている人数、65歳以上の方の接種人数でとらえ
ております。これについて御報告をさせていただ
きたいと思います。令和元年度の予防接種の数に
つきましては、4,283人が受診されているとい
うことでございます。自己負担は1,500円
でこれまで行ってまいりました。今回につきまし
ては、全ての方を全額負担ということでございま
すので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 65歳以上で4,283人
ということは、それを除いた数字がということ
ではないですよ。これは実際、65歳以上の方
というのは、全員受けたという考え方でいいの
ですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 65歳以上
の方の割合でございますけれども、当課として把
握している割合としましては、全体の3割程度、
受診されていたと、令和元年度につきましてはそ
の人数程度受診されていたということにとらえて
ございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 少なくとも町内で全員の方
にインフルエンザを打ってもらおうというふうな
政策を出したならば、当然、去年度打った数字と
いうのを把握しているということは当然だと思
うのですよね。そういう数字も把握しないで、それ
で実際には、今年、半分しか打てる人がないよ
と。だからほかのところ、残った人は、10月
でなくて、残ったとわかった12月とか1月
になってから受けなさいよということになるの
ですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 人数につき

ましては、供給量、そして接種を希望される方のバランスもあろうかと思えます。そして、受診、接種したい時期だとか、そういうことも今後検討課題にはなってくると思うのですが、できればこの予防接種につきましては、接種してから2週間から5か月が有効期間、効果がある期間ということにとらえております。できれば11月に入ってから接種していただくと、3月末までは効果があるということでございますので、その辺はちょっと医療機関とも情報収集を密にとりながら、ここが足りない、ここがある程度余裕があるだとか、そういう情報を引き出しながら、利用者の方に御助言をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） これは予防接種をしている人は、実際に効くのはどのぐらいなのか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 予防接種の効果ですけれども、接種されてから2か月から5か月までの間、これが有効な期間というふうにとらえております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） さっき言った答弁でいくなれば、もう終わってしまうということなんでしょうね。実際に打っても、効き始めてから、あと何か月しか残っていないということではないのですか。そんなものに対して予防接種していくということなのか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 2か月から5か月というのは、例えば11月1日に住民の方が接種されると、その2週間後から効果が出始めます。3月末まで、5か月程度、換算すると5か月になりますので、その期間が有効期間として予防対策が講じられる期間ということでございますので、約5か月が有効期間というふうにとらえていただければと思っています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほど私はよそからもらってきたものを、例えば打った場合というのも、年明けですよという話をしたのですよね。年明けでやった場合には、それから打っても、実際は1か月効かないのですよね。2月からでしょうということだと。その前にかかる可能性もあるだろうし、そういうインフルエンザだったら、それにお金をかけるというのはおかしくないですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 今現在、こちらのほうで予定している期間なのですけれども、10月1日から1月31日までの間で打っていただきたいという周知を今これからかけていきたいと思っています。確かに10月1日からすぐ受診される方については、おおむね3月中ぐらいまでにかけてその効果が持続されるというふうに認識してございますけれども、御指摘のとおり、例えば1月中ぐらいに接種された方については、4月から5月まで有効ということになりました。ピーク時をある程度とらえられない可能性も出てくる可能性がございます。ですので、できれば早い時期に、11月の頭から中ぐらいにかけて集中的に打っていただくと、その効果が反映されるのかなということを期待しておりますけれども、何ゆえ供給量と接種者のバランスがあろうかと思えますので、そのことについては、今後の皆さんの接種の仕方の内容を注視しながら調整してまいればなと思っています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 私の周りには、もう65歳過ぎたお年寄りがたくさんいるのですけれども、無料でやってくれると言ったら、皆さん喜んでくれたのですよね。でも、それって、初めて受ける人とかといったら、そういういろいろなデータとかが必要だし、そういうことをほかの病院で、例えば前の病院でやっていたのを、書類を出してくれるとか出してくれないとか、そういうのもあるだろうし、今まで受けたところにはちゃんと過去のそういうカルテが残っているのだからできるというのもあるだろうし、そういう中でやっていくということは、先ほど言ったように、函館で受け

る人は函館で受けたいなというのがあるだろうし、そういう中で、七飯町だけが100%持ってこれるというものは、最初からそれというのは、そういう話が出たとき、担当課長として、無理でないのかというのがあったのですか、それともできるというふうにとらえていたのですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 担当としては、もともと全町民を対象にしたという部分は、町内の医療機関の先生方の御助言をいただきまして、今後、インフルエンザの時期にかけると、コロナと見分けがつかなくなるので、七飯町内の医療機関、管内の医療機関の混乱を避けるために、一つのリスクでもつぶせるような、そういう対策を講じたほうがいいのではということで、6月の中ぐらいからこういうことを七飯町内でも呼びかけて、予防接種対策していきたいという思いで七飯町として取り組ませていただくことになりました。これにつきましては、なかなか住民の方の理解、そして、打たれる方は打たれるし、打たれない方は打たれないという可能性の中で、できれば町としては、そういう医療機関の混乱を避けるために、接種していただきたいということの呼びかけを行っていきたくて思っていますので、それについては可能であろうということで認識しておりました。これについては御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 本人はわかっているのですが、本音が言えないのかどうかわからないので、その前に、今回のインフルエンザの予防接種の優先順位というのは、国はまずは医療従事者にやって、次に高齢者、基礎疾患の人にやって、妊婦さんもやるという話があったというのは聞いています。でも、リスクがあるからといって、これは今、もう1回検討するよというような話になっていると思うのですよね。あとはそれに伴って、高齢者及び基礎疾患を有する者が集団で居住する施設で従事する者に対してもやってくださいよと出ているのですよね。そういう順位でやってくださいと。実際には新型コロナとのかかわりも

あるからということで、そういうふうにやってくださいよとなっている。

町長に最後に聞きたいと思うのですが、これというのは、最初から町長はわかっていたかといっても、わかっていたとは言えない話だと思いますけれども、実際にはこういうふうに、やっぱり町民のことを考えて、僕は少なくともそういうふうにやっていくということに対して、やっぱり事務段階というのですか、担当者段階では、それに対してきちっとそういう話が出たときに、そういうのでないよというものに対して、もう少し丁寧に調べて出すべきだったと思うのですよ。何かお互いに早い者、早くうちでこういうのを出したほうが町民受けするよというふうなものではなくて、やはり本当に町民のためになるものを優先順位として、これとこれとこれとこれをやっていく。お金をかけるというのが別にいいというわけではない。国のお金はこれだけいただけるけれども、プラス自費があっても、自費を使わないようにしてなるべくやっていく。それでなくたって、七飯町は今、緩くない、緩くないよと、何かすると、いやいやこれはまだ優先順位が低いですから、そっちは待ってくださいよとよかという話がちらちら出ている。その中で、苦しい中でやっているのですから、その辺はもう1回きちっと、やっぱり理事者側として整理していただけるかどうかというのを伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えさせていただきます。

るいろいろな形はあろうと思います。今、インフルエンザの関係については、6月の補正のときに、数字的な予算計上については、一応町民を対象にというような形の中でとらせていただきましたが、やはり個々で接種する人としらない人とかという形もあろうと思います。予算計上は、七飯町民のうちの約8割の方がやっていただけるのだらうと、子供たちも対象になるというようなことで、そういう形で予算を計上させていただきました。

その後、私ども、ちょっとそれが早いというような部分は確かにあろうかと思っています。とにかく

インフルエンザを打てば、そこで打った方が熱が仮に出た場合については、ある程度コロナに近いのだろうというような判断材料として、これをやったことによって医療機関についての負担についてもかなり負担が楽になるのだろうなど。コロナの相談に行ってください、保健所のほうに相談に行ってくださいというのもスムーズに進むのではないかというような、そういうものがございませう。町民に対して少しでも安心感を与えたいというようなことの部分の先行でございました。

その後、いろいろな各まちについても、七飯町のインフルエンザのワクチンはいいねというような部分で、そういう声も聞こえてきましたし、今、現実問題は、国のほうで、優先順位をつけてやっていくというような形です。国がやるのであれば、また広まって、今度、ワクチンの量が足りなくなるというようなことも、今、議員、指摘のとおりのもが現実問題、差し迫っているのだろうなと思ってございます。その中でも、できるだけ私どもは渡島医師会だとかそちらのほうに協力いただいて、ワクチンの確保についてはお願いしているというような形でございます。結果の部分については、特にやっていかないとちょっとわからないというのが正直なところでありますので、その辺については、今後少し状況を見ていただきたいなというふうな気持ちがございます。

全体的な、先ほど経済の話がございましたけれども、それについては重々、何が一番手を入れなければだめだ、何に力を入れなければだめだ、来年度の予算をどうするのだというようなことがる、これからの大きな課題として上がってこようと思ってございます。

当面の動きとして、私どもでちょっと進めているのは、国の3次補正、今、コロナに関係して、地方創生臨時対策交付金が3次補正があるというような前提の中でこれまで進んできました。今、政府の関係について、皆さん御存じのとおり、動きがございまして、少しその方向がまだ定まってきたくない。まだ金額についてもどのくらいになるかというのも定めがない。ただ、このような状況の中で、全国知事会のほうから国に対して要望

して、全体として約5,000億円ほど足りないのだと。知事会として要望して、3次補正をしてほしいと。予備費を取り崩してでも各自治体のほうに流してくれというふうな形の動きがありますし、実際、動きがありました。そのような形、動きを見ながら、今、インフルエンザの関係についても、またいろいろな対策についても、また十分に調査を重ねまして、今回の9月定例会には提案してございませうけれども、私どもについては、今後、臨時会なり12月の補正なりというふうに向けて、また第3弾というような形で対策をとっていきたいと思っておりますので、その点、少し様子を見ていただいて、御理解をいただきたいなと思っております。

今、議員言われているのは、インフルエンザの関係については、今の段階では、詳しい部分については、なかなか即答は難しいのだろうなど。先般、インフルエンザの分については予算をいただきましたので、精一杯努力をしまいたいということで、御理解をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 横田有一議員。

○1番(横田有一) では、2問目にいきます。

2問目、新型コロナウイルス発出後の令和3年度の財政運営について。

国は今年度予算で、新型コロナウイルスによる追加補正額が57.6兆円で、総額で160.3兆円であり、日本の国債残高は20年度末に964兆円になる見込みで、来年度以降には1,000兆円の台が目前に迫っている。

町は、国の財政が厳しくなる中で、今後どのような財政運営をしていくのか、町長の所見を伺いたい。

1、新型コロナウイルスで町が徴収を猶予した件数と金額について。

2、国民健康保険税や介護保険料の減免の利用状況は。

3、来年度の個人及び法人町民税収額は、今年度に比べてどの程度を見込んでいるのか。

4、来年度の予算はどのような予算編成を考えているのか。

5、来年度は基金を取り崩す考えはあるのか。

6、来年度は今年度と比べて新たな収入増を考えているのか。

7、支出減を何に求めているのか。

よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 税務課からは、1点目と3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の、新型コロナウイルスで町が徴収を猶予した件数と金額についてでございますが、8月末での状況は、個人町民税7件、67万1,500円、法人町民税2件、15万1,000円、固定資産税12件、1,765万300円、軽自動車税1件、1万2,900円、合計で22件、1,848万5,700円となっております。なお、同じ納税義務者で複数の税目を申請している方が3件おりますので、実際の件数は19件となっております。

次に、3点目の、来年度の個人及び法人町民税収額は、今年度と比べどの程度を見込んでいるかでございますが、来年度の個人町民税や法人町民税においては減収となると予測しております。しかし、今回のコロナウイルスはまだ収束が見えず、今後の流行により、減少幅には変動がございますので、今の段階で金額をお示しできない状況でございます。令和3年度の予算編成時にはしっかりと精査してまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 2点目の、国民健康保険税の減免の利用状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免利用世帯は、8月末現在で17世帯、減免額は421万2,100円となっております。なお、この減免による減収分につきましては、国が費用全額を財政支援することとなっております。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 2点目の、介護保険料金の減免利用状況についてお答えいたします。

令和2年8月31日現在の新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の利用者実

人員は8名で、減免額合計が61万6,640円でございます。なお、当該措置による減収分は国費で全額財政支援されるものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私からは、4点目以降についてお答えしてまいります。

まず、4点目、5点目の、来年度の予算編成、また、基金の取り崩しについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の生活が一変するとともに、地域経済活動が停滞している状況となっております。

このような中、町税の大幅な減収、また、消費の落ち込みから、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金など、歳入についても大幅に減収すると想定しております。また、国の歳入自体が減ることから、地方交付金も減収することが考えられます。町税が減収する分については、地方交付税で措置されることとなりますが、全額措置されるわけではなく、その他の歳入の減収に対する国の救済措置がないため、まずは歳入に見合った歳出の編成に努め、新型コロナウイルス感染症対策等を除く事業については、極力基金を投入しないことを方針としたいと考えております。

さらに、当町が行う事業については、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、新たな生活スタイルの中で事業を行うことが必須となりますが、イベントなどは町民などが集まる機会にもなりますので、安全性に考慮し、どのように進めるべきか、縮小、廃止を含めた事業のあり方について検討してまいります。

次に、6点目の、新たな収入増の検討についてでございます。

収入増についてはなかなか厳しいところではございますが、既存のふるさと納税の拡大、七飯町を応援していただける方にクラウドファンディング等による寄附を募ることなどを検討してまいります。

また、手数料、使用料等を見直すこととともに、遊休町有地の売却も引き続き積極的に進め、財源の確保に努めてまいります。

7点目の、支出減に何を求めるかについてで

ざいます。

一般の財政計画での質問の際にもお答えいたしました。町として、町民の生命と健康を守り、経済の回復を第一に考えたとき、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら行政運営することが最重要課題となりますので、現在行っている事業、今後進めるべきとして検討されている事業においても、大胆に凍結、先送りするなど、進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ちょっと見てくださいよ、この1番、3番、2番。町民は減免してくださいという方は、みんな頑張っているのですよ。個人町民税とか、こんなものですよ。みんな何とかこのところ、新型コロナウイルスを何とか自分の力、そして町の力を借りて何とかしたいというのがありありでないですか、これは。例えば来年度の個人、法人の町民税ですけれども、まだそこまでやっていませんよというけれども、今日の新聞か何か見ると、国民総生産がGDPですか、31.1%とか落ちたというふうに出ている。今の段階で、この後、6月だかの速報値だから、この後、今、いろいろなものが、経済的なものを一生懸命やっている。それでも去年の数字になるかといえなければならない。その辺の数字というのは、例えばそれなりに、これぐらいだったらこうですよというものを、全然そういうシミュレーションはやらなかったのですか。

来年度予算については、今回の監査報告書の中にも出ているように、どこというのではなくて、この中に、財源の構成という中にて、今後も引き続き自主財源の確保が課題であり、使用料や手数料の見直し、不要財産の処理など、増収に向け、可能なものから積極的に取り組んでいただきたいというふうに書いてある。

最後に、公共投資の長寿命化対策や老朽化問題、人口減少や少子高齢化対策に伴う社会保障経費の増加など、今後も多大な財政負担が見込まれ、さらに近年、勃発している自然災害への備えも欠かせない状況である。現在、新型コロナウイ

ルス感染症の収束のめどが立っておらず、その影響が長引き、大幅な歳入不足や歳出拡大となった場合、基金の取り崩しによる調整が不可欠であり、財政を取り巻く状況はさらに厳しさが増すものとなっている。

最後に、将来にわたって健全な財政運営を維持していくために、地方債残高の抑制や新たな自主財源の確保、入札執行、契約方法や補助金交付方法の見直し、企業の優先緊急度の精査による経費節減など、十分に留意し、多様化する行政需要に対応しながら、最小の経費で最大の効果を上げるように努めていただきたい。

まさに監査委員は本当にいい数字を見ていい監査をやっているのではないかと僕は思うのですけれども、今言ったようなものをできるのかどうか。この中に、例えば、町の財産の売却というのがあるのですけれども、具体的に何を考えて、どのぐらいの予算をとりたいのか。

それから、ふるさと納税だって、去年よりさらに落ち込んでいますね。去年の半分近くになっていないですか。今年の手取りなんて3,000万円ちょっとぐらいでなかったかと思うのですけれども、そういうものに対してどういうふうな取り組み方をしているのか。

それから、さっき言ったクラウドファンディングというのは、何をどういうふうにやりたいのか、具体的にやることを考えているのか。そういう言葉が出てくるということは、考えているのではないかと思うのですよね。

やはり今、町民も12月まで休業補償の補助金が出ているから頑張れているよと。これで本当に12月で切れてしまって、新型コロナのワクチンとか出るのが、収束するのが遅くなった場合には、企業だっていつまでも我慢できなくなって切りますよね。そういうふうになった場合、七飯町民の所得だって、去年並みになかなかなくなってくる。

ならば、今ここで、余りそれを言ったら嫌われるよと言われるかもしれないけれども、当然、ここにいる役場の職員のお給料だってそれなりのことを考えていかなければ、それをやらないというのだったら、三役が、緩くないときだから、少し

ぐらい削減しますかという話になったならば、そうしたら議会もやらなければだめだという話になるかもしれない。でも、それだけ今切羽詰まっているとき、我々だけ今までと同じだというのはおかしい話になっていくと思うのですよね。そのところをどういうふうに考えているのか。

ちょっとわからないので、最後にもう1点、固定資産税の3年に1回の見直しの時期というのはいつなのか、ちょっとわからないので教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 一般質問の途中ですが、1時間たちましたので、2時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

横田有一議員の再質問に対する答弁より入ります。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 私のほうから、固定資産税の評価替えの年度についてお答えいたします。

固定資産税の3年に1回の評価替えは、令和3年度、来年度でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから、財政に関する御質問がございましたので、答弁してまいります。

まず、来年度の予算編成の方針というところでございます。まだまだコロナ対策に関する国の情報だとか、そこら辺も十分に分析ができていない状況にあるところでございます。今後、予算編成を迎えますが、まだ編成方針を決めたということではございませんので、現段階でということ御理解をいただきたいと思っております。

まず、先ほど来、収入が落ち込むということで

ございます。それについては、私たちが収入が落ち込むという想定をしているところでございます。ただ、どのぐらい落ち込むかという分析はこれからになりますけれども、現段階の予算編成の方針としては、コロナ対策は除いて、現状行っている事業については、収入に合った歳出とする、歳入歳出の均衡をとるということで、極力基金を投入しないということを方針に掲げてまいりたいと考えてございます。そのためには、当然、現状でも歳出、いろいろ事業を行ってございますが、大胆に事務事業見直しをして、それを優先順位をつけながら事業を行っていくということが必要になってくるということで考えてございます。

続きまして、歳入、どのような歳入を見込んでいるかという中で、ふるさと納税、クラウドファンディングということで御答弁させていただきました。

ふるさと納税につきましては、令和元年度の決算ベースで約4,000万円ございまして、前年度は5,000万円ということなので、少し落ち込んでいるところでございます。ただ、こちらについては、やり方次第でまだ税収が上がるということを考えてございます。全国、今回、コロナ対策の際にも、七飯町、マスクが足りないというようなことが新聞に出された際には、仙台のほうからだとか、札幌のほうからも、少しではございましたが、マスクを届けてくださった方もいらっしゃいます。全国にはまだまだ七飯町を応援していただける方がたくさんいると思っております。そういうようなところを拡充できないかということで、検討してまいりたいと思っております。

また、クラウドファンディングについても同様でございます。全国、いろいろな自治体でも、このクラウドファンディングを導入してやっているのを私も少し勉強させていただいております。七飯町として、クラウドファンディングにのせて応援していただくものが何かということでございますけれども、比較的応援をしていただきやすいのが、イベントとか、スポーツイベント、大会等の応援とかは応援していただける率が高いのかなと思っております。また、そのほかの事業についても、こういうものを通じて応援をしていただ

く、町の財源を少なくして、このようなもので賄ってまいるというのは、今後、七飯町としても課せられた課題であると思いますので、積極的に検討していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほど固定資産税が来年度に見直しだということだったのですけれども、評価額そのものは今期に比べて上がるのですか、下がるのですか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、来年度予算について、いろいろな話が今出たのですけれども、何も具体的なものは出ていないで、思いを語っているだけですよね。応援してくれるだろうとか。応援してくれるだろうって、こういうふうにしなければ応援してこないよとか、魅力あるものでなければできないよというのが普通でないですか。誰が自分の応援するものをより有効に使えられるかどうかというのが大きな問題だと思うのですよね。そういうものに対して、ただこういうふうにして応援してくれるとやれますよねとかと言われても、何を言いたいのかさっぱりわからない。こういうのはやはり結果が出てこなくてはいけないようなものなのだから、これだっていつになったらできるのですかということですよ。来年の本当に予算に間に合うのですかということではないですか。

それだったら、もっと手短に、確実にできるものというのを、何があるのかということをやっているかなくてはいけないのではないですか。さっき私が言ったように、それというのは余りいい話ではないですけれども、給与の減額とか、何年間だけは緩くないから、町民の皆さん、よろしく願いしますというのだったらわかる。町民の皆さんでなくて職員の皆さん、緩くないので協力してくださいよというのだったらわかるけれども、そうでもなかったら、今、七飯町の所得が来年度下がるんわかっていて、ではここにいる人たちだけは今までどおりもらうのですかということですよ。やっぱり緩くないときにはみんな緩くないなりにやっていくというのが一つだと僕は思うのです。考え方だと思うのですけど。そういうふう

なことでもしていかなければ、来年度に間に合うものは僕はないのではないのかと。

例えば、前に僕、一般質問でも言ったのですけれども、職員の駐車場代とか、これだってほかの町村で緩くないからとそういう財源化しているところ多々ありますよね。そういうことを、職員にまであれするということを発言ばかりしているのはちょっと心苦しいのですけれども、やはりこの駐車場、例えば文化センターの前に三つあって、本当にいいだけ自由に職員が使っているというところがある。確定申告の時期になると、狭くなってとめられないよとか、それから、文化センターで催し物があると間に合わないよとかというのが、実際にそういう声が聞こえているではないですか。そういうことをやはりきちっと、やはり町民とともにある役場なのだから、やっぱりそこをお互いに、緩くないときにはこうしようね、ああしようねというのをやっていかなければ、町民、離れていってしまいますよ、本当に。

今、例えば厚生年金なんてかける人が少なくなってきた。健康保険には入るけれども、厚生年金は嫌だと、払わないよと、そういう人だって出てきていますよね。将来、自分たちがその年になったら、本当にそういう年金がいただけるかどうかというのがわからない。そんなものをかけるよりは、もっと効率のあるようなものに、例えば保険会社のほうにかけていくとかという人だって、最近、結構そういう人間が、若い人たちがいるというふうに私は聞いています。

だから、やはりそこをどうしていくかということ、やっぱり町民とともに考えていける役場でなくてはいけないと思うので、そういうところ、ふるさと納税だって、減ったところもあるけれども、増やしたところも、昨年度、令和元年度にはそういうところがあったというふうに聞いていますよね。

それから、決算の数字の中を見ても、町単費の補助金がふえていますよね。ああいうのだから、町単費の補助金というのは、どれだけ有効なのかという、そういうものに対する、庁内の課長さんたちだけで、これは適正だとか有効だとかというふうに出すのでなくて、やはり町民を交えた中で

そういうことをやっていくということが、町民が入っている中でやるのだから、町民の中から、これは適正だったよということだて入ってくるのと、全然そういう人たちを入れないで、ただ庁内の課長さんたちでやったものと、全然町民に伝わる流れが違うのではないかと思うのですよね。だから、そういうもっと開かれたものでやっていかなければ、なかなか厳しいことになっていくと思います。

それで、先ほど言ったように、もう少し具体的なもの、何やるかにやると言っても、はい、やりますよと、そんな短時間のうちにできるものというのは、今まで見てもあり得ませんでしたので、そういうところを、すぐできるものとすぐできないものがあるのだから、そこのところをうまく組み合わせるやっていくとかということについてどう考えているのか。

それから、支出減、町単費の考え方、それから、増収のほうの関係ですけれども、ふるさと納税、もっとうまいやり方をしたらもっと伸びますよとか、さっきそういうやり方次第ですよと言っていた。どういうやり方なのかということのやはり具体的に述べてください。

もう我々議員の中では、本当に皆さんは、今、町は緩くないというのは頭の中にきちっと入っています。その中でどういうふうな財政運営をするのが大事なのかというのが、やはり大きな問題になっていますので、そこところを、我々が考えるから、あなたたちは黙って賛成しなさいよというわけにはいかないと思うので、やはりそういうところをきちっとわかるようにしていただきたいなということでもありますので、大きく言うならば、増収、増減をどういうふうにするのかというのを教えてください。増収、増減、支出減。お願いします。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 固定資産税の来年の評価額について御答弁いたします。

評価替えの作業は現在行っている最中でございますが、土地につきましては大きな上昇は見られませんので、同じもしくは若干下落すると思われまます。家屋につきましては、従前から買っており

ます家屋は3年に一度の評価替えで、評価額は落ちます。償却資産におきましては、毎年減価償却いたしますので、トータル的に見て、来年の評価額は減少する見込みであります。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうから財政的な話の歳入歳出の関係で、具体的なというふうな話でございましたけれども、具体的なものをこと細かく申し上げると、痛みを伴うものになってくるので、できるだけコンパクトに、もっと整理した中で議員の皆様にも情報提供を今後させていただきたいなと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、監査委員の監査報告にもございますとおり、その部分には、先ほど補助金の話もございましたけれども、その辺についてはかなり精査をしながら、例えば具体的に言うのであれば、前年度繰り越しがあるところについては、実際問題、団体によっては減額したところもございます。そのような形で精査をして、吟味をして進めていきたいなと思っております。

もう一つ、具体的に申し上げるのはふるさと納税のほうで、総務財政課長のほうで、やり方によってはまだふえるというような表現がございました。私のほうで今現在考えているのは、これは道の駅だとかコンベンション協会だとか大きな団体、物産協議会だとか、いろいろあるのでしようけれども、七飯町はいろいろな多岐にわたる特産物があると。ただ単体で売っているとなるとなかなか魅力が伝わらない。それを、七飯町の特産物というような形の中の詰め合わせ的なセットのもの、例えば大沼なら大沼のほうのセットもの、こちらの本町、大中山のセットものとか、そういうバラエティに富むような形で、それも一律3,000円ではなくて、5,000円のものもあれば1万円のものもあれば、そういうものを各それぞれの公の団体のほうでつくっていただきまして、それをふるさと納税のほうにメニューとして上げると。新たな商品開発をやっていきたいと思いますという形なのですが、それでどのくらいふえるかどうかと確約することはできませんけれども、そういうやり方で、ちょっと見方を変えて、全国にPR

をしていけたらなというようなことで、少しそういう部分については検討をしているという、一つの具体例ですが、歳入についてはそのような形で考えてございます。

まだまだ歳入、先ほど駐車場の問題もございましたし、いろいろあろうかと思えます。行政改革の中で、私ども職員ですが、本部あり、また、民間の方が入った推進会議もありますので、そのあたりで吟味して、方向性を定めていただきたい。業務項目も、今、幾つということとは言えませんが、かなりの項目が上がって、その実現に向けて、スピード感を持って進めてまいりたいということを申し上げておきたいなと思っております。

それと、来年度の見通しはそういうものも反映できるような形の中でとにかく進めていきたいと思っておりますので、余り時間をあけないような形の中で、議員のほうにも情報提供させていただきたいなど。どうしても行革をやって歳出減となると痛みを伴う。町民の方についても痛みが伴う案件ですので、少し慎重にやらせていただいて、なおかつスピード感を持って、来年度の予算に反映できるような形で努力してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） いつも押し問答で終わるのかという感じで、これ以上言ってもよくわからないようなことを言われるので、次の質問にいきます。

最後、大中山複合施設の国旗掲揚ポールを設置について。

広報ななえ8月号を見ていたら、大中山複合施設の国旗掲揚ポール設置工事の入札結果について公表された。大中山複合施設は、昨年4月に運営開始された施設であるが、最初からなく、新たに設置されたものなのか。工事費（消費税込み）が273万9,000円であり、高額な工事と考えるが、当初工事に含まれていればこんな工事費にならなかったのではないかと。町長の所見を伺いたい。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうから、大中山複合施設の国旗掲揚ポール設置の件についてお答えいたします。

初めに、大中山複合施設建設の経過を申し上げますと、旧七飯消防署大中山分遣所を改築し、平成3年1月に改修した大中山出張所と、学童保育で使用していた旧大中山公民館を、ともに経年劣化が進んでいることから改築することとあわせて、効率的な機能を図るため、複合施設として建設し、昨年4月から開始をしております。

このような経過の中で、国旗掲揚ポールの件については、施行前の現在地において国旗掲揚ポールがなかったことから、計画から施工に至るまで国旗掲揚ポールの設置に気づかず、見落としておりました。大中山地区の玄関口に当たる出張所に国旗掲揚がないという事態を招き、深く反省をしているところでございます。

また、当初工事に含めて発注していれば工事費も安く済んだのではということですが、議員の御指摘のとおり、10万5,000円ほど安く済んだものと試算しております。10万5,000円の内訳といたしましては、大中山小学校の国旗掲揚ポール工事費との比較でございますが、それで5万1,000円、消費税8%と10%、2%の違いで5万4,000円となっております。合わせて10万5,000円ということでございます。

今後、各種事業の実施に当たり、慎重に精査を重ねてまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。このたびは大変誠に申しわけございませんでした。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 副町長に深々と頭を下げられたのですけれども、やめなくてはいけないのかなと思ったのですけれども、ちょっと気になったのが、ほかも含めてやった場合と10万円しか差がないというふうな言い方ですけれども、私はそんなものでないのではないかなと思うし、ここにいる議員の皆さんも、そんなものでないのではないかなというふうに僕は考えていると思うのですよね。だから、10万円しかないのだったら、後でやっ

ても対して変わらないのでないかという話になるけれども、そんなもので済む話でもないし、これというのは、本当に申し訳ないですけども、職員の、大変言いつらいのですけれども、やはり最近、どう見ても、職員の程度というのは、私が二十何年前に議員になったときはもっと職員の皆さんというのは元気ではつらつとして仕事をし、他の部署のことで口出しして、こうだ、ああだとかと伝えてくれていたけれども、今の職員はよそのところに食いついてこない。それは僕は関係ありませんよというような、職員のそういう気質というのですか、そういうのが変わってきている。変わってきたからといって、それを全部うのみにするのではなくて、やはり職員としてあるべき姿というのはこうだよということは、やはりきちっと上司の方々がそういうのを教えていかなければ、本当に職員の質というのは僕は下がると思う。

今回、こんな問題だったからいいよというふうな話だと思うのですけれども、たかが279万円かもしれない、10万円しか安くなりませんよと言われて、ああそうですかと納得している人というのはそんなにいないのでないかなというふうに僕は思いますよね。こういうのは、事実としてはこういうのを、最初から入ってきたものをやらなかったからこうなったのだよと。金額だけでなく、これというのは、やっぱり職員教育だと思うのですよね。職員教育がきちとなされて、こうだよ、ああだよ、それから、先輩職員がこう言ったというものに対して、本当にちゃんと聞き耳立ててくれればいい。

私、なぜこういうことを言うかということ、自分のほうである課でこういう問題があったからと言ったら、僕、そんなこと聞いていませんでしたと平気で言う。そういうことを言われてしまうと、これが普通の民間の会社だったら、そこともう二度と取り引きしませんよというふうになればそれで終わりの話だけれども、ここは役場ですよ。そういうふうにならないので、やはり職員教育というものをきちとやっていただきたいと思うのですけれども、これについてこれ以上質問しようがないので、最後にちょっと町長が御発言し

てくれるのだったら、ちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 金額的なものについては、大中山小学校を建設したときの、大中山小学校に国旗掲揚台をつくっています。それと同じものをつくって、そちらの工事費との比較をした中で、10万5,000円という差額が出たのだということで、まずはそこは御理解いただきたいというふうに思っています。ですから、これももし複合施設と一緒に発注していたらという、そこでの入札の執行率とか、そういうものをかけ合わせた中で数字ですので、まずは御理解をいただきたいというふうに存じます。

そして、何よりも職員の質でありますけれども、これは全て私の指導力不足であるというふうに思い、心からお詫びを申し上げたい。そしてまた、そういう大変嫌な言葉をお聞きしたというのも事実ですから、これからは私のほうでしっかり職員教育をしてまいりたい。

私も常に言っているのは、ある民間の経営者とお話したときに、よく知っている方がリストラされてしまったのです。私はその社員というのとはとても優秀な社員だと思っていました。その経営者に、どうしてあの方、リストラしたのですかと聞いたのです。そうしたら、これをやりなさいということ、それだけをやっている社員であれば使いものにならないと。それプラス、それと同じような状況をしっかり見きわめて、そのことを生かしていく社員でないと、これからはこの社員は成長がないのだと。だからあの社員はリストラしたというふうなことをお聞きしました。

そのことを、何回か部課長会議あるいは部長会議の中でもお話をさせていただいているところでもありますけれども、それだけが職員教育ではございませんので、今度は、今、議員のほうから御指摘をいただいた、そういったことをしっかり念頭に入れて、より一層、職員の教育に邁進してまいりますので、また、あわせて、研修会というのでしょうか、勉強会みたいなものもしっかりやっていかなければならないだろうというふうに思っています。

私も北海道町村会の理事をやらせていただいているところなのですが、以前に管理職の研修というのがあったのです。それは、なりたてのときの研修だったのです。実は私も受けております。非常に、当時は江別の研修所があったころでしたので、1週間、缶詰なのです。大変厳しい、きつい研修でありましたけれども、後に考えると、非常に勉強になった研修会でありましたので、これはぜひそのことを北海道町村会のほうでもまた復活してほしいと。そのときには、今、もう宿泊所がないものですから、ポールスターなりそういったところを利用しながらということでお話をしておりましたら、今、東京のほうで、1年に2回ほど集めてやっているという、そういうことをお聞きしましたので、ぜひそういったところも利用しながら、職員教育というものを真剣にこれからやってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

中川友規議員。

○14番（中川友規） それでは、通告に従いまして、2問質問いたします。

まず1問目から、新型コロナウイルスによる教育への影響について。

新型コロナウイルスが大都市を中心にいまだに猛威を振るっており、北海道においても、数は少ないとはいえ、連日のように感染者が確認されている。

第一波と言われる2月中旬から始まった感染拡大は、学校の休校、卒業式、入学式の縮小、運動会や遠足などの学校行事の中止など、子供たちにも大きな影響を及ぼしました。

また、長期にわたる休校による授業時数の減少を取り戻すため、夏休み期間も大幅に短縮されました。

このような状況の中で、子供たちは夏休みを満喫する間もなく学校が再開し、外出の制限やマスクの着用など、生活環境が大きく変化した中で、子供たちは目に見えないストレスを感じていることも想像されます。

そこで、過去の状況も踏まえ、次の点について

伺いたい。

- 1、本年度のいじめの状況について。
- 2、本年度の不登校の状況について。
- 3、本年度の授業の実態について。
- 4、本年度の学校行事について。
- 5、今後の対策について。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、1点目の、本年度のいじめの状況について答弁申し上げます。

本年度のいじめの状況についてでございますが、本年7月に全児童・生徒を対象に、いじめの把握のためのアンケート調査を行いました。

アンケートでは、いじめを受けた件数ではなく、学校で嫌な思いをしたことがある件数としてのとらえでございますが、件数は、小学校が126件、中学校が8件で、昨年の同時期に比べ、小学校291件、中学校22件より大幅に減少し、調査を開始して以来、最小となっております。4月、5月の休校が影響していると考えられ、新型コロナウイルスのせいでいじめがふえたと言えない状況でございます。このことから、今後も継続した気配り、目配り、家庭や関係機関と連携した学校の指導対応を継続してまいります。

なお、このアンケート調査の結果につきましては、従来、公表しておりませんでした。保護者の皆様、地域の皆様にも関心を持っていただくため、町のホームページへ公表させていただいたところでございます。

続きまして、2点目の、不登校の状況について答弁申し上げます。

7月末現在の数字でございますが、37件の不登校の児童・生徒がおり、昨年の同時期と比較して7件の増加となっております。全ての事案ではありませんが、新型コロナウイルスに係る休校期間の長期化が要因となっている事案もでございます。不登校につきましても、各学校での家庭訪問や適応指導教室を活用した指導対応を継続してまいります。

続きまして、3点目の、授業の実態についてでございます。

学校では、文部科学省より示されております、

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を実践しながら授業を行っているところでございます。

続きまして、4点目の、本年度の学校行事についてでございますが、1学期は、御質問のとおり、運動会や授業参観を初め、ほとんどの学校行事が中止または延期となっており、2学期以降の学習発表会、学芸会や、秋の遠足など、随時見直しを行ってまいります。

5点目の、今後の対策についてでございますが、マニュアルに基づいた感染症対策を継続しながら、子供たちのストレスをできるだけ取り除けるよう、教職員一体となり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） いじめの調査、7月の調査ということでは減少傾向にあるということでもありますけれども、休校もしていたということも大きく影響しているのかなと。実際、8月から学校が動き出してきて中で、要は子供たちの生活環境が変わって、8月から、これからが実際にどう影響してくるのかなというところだと思うので、今ほど7月のアンケート、これはこれで必要な数字ですけれども、やはり常時、コロナの生活環境、今の平時ではないときは、例えば10月、11月だとか、要は2学期のところでも、やはり随時調査をかけていって、今まで以上に常に子供たちを見守るといいますか、そういう注意をしながら、注視していかなければいけないのかなというふうに感じておりますので、今後も、7月の調査だけをもとにしないで、随時やっていくべきだと思います。

不登校についても、やはり休みが続けば、学校に行きづらくなるということもあると思いますので、当然、ここは増えているのかなというふうには思いますけれども、この辺のケアとかも、やはり毎年の通常時の対応ではなくて、先ほどと同じですけども、環境の変化、今のコロナ禍の中での対応というのをしっかりやっていただきたいなど。

そして、授業の実態についてということで、マ

ニュアルに沿ってやっていくということですが、授業時数に関して、間に合うようにやっているとは思いますが、実際にマスクをつけて、例えば体育などでも、どこまで本当にやっているのかなと。通常、体育で、本当に子供たちを走らせたり何なりとか、いろいろな体育授業もできたと思うのですが、今回は多分、違ったやり方をしていると思うのですが、そういうような影響が、時数としてはクリアしているとは思いますが、実際に子供たちには、もうちょっと本当は教えるという経験させられるものである部分が、少し少なくなってしまっているのかなというのが気になっておりますので、その辺の、これは学校の先生たちが一生懸命やってくれているとは思いますが、

学校行事についてということで、これも随時見直ししていくということですが、ただでさえコロナ禍で全て中止という状況の中ですので、今、いろいろな対策が出てきて、国の基準も少し変わったりとかしていますので、随時、情報収集して、学校現場と、ここまでならできるとかというものを、学校現場の声をしっかり聞いて、いろいろなやり方、通常でいけばだめではないかなという部分もあると思いますけれども、それをちょっとしたやり方を変えるだけでやれることもあると思いますので、その辺もしっかりやっていただきたいなと思います。

今後の対策についてということで、今後、できることであれば今年中とかにおさまるとかというものがあれば本当はいいのですが、例えば来年末までまたいでしまったりとなったときに、学校がどういう運営をしていくのか。今はよその学校、町外の学校では、運動会も中止ではなくて延期でやり始めているところもありますけれども、七飯においては中止ということだったので、来年も、この状況が残念ですけども続くような雰囲気がありますので、そういう行事ごとも中止でいくのか、それともやり方を、コロナの状況にもよりますけれども、何とかできる方法でやっていくものなのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） それでは、1点目の、本年度のいじめの状況についてでございます。

いじめの調査につきましては、コロナにかかわらず、例年、年2回、本来、5月と10月に実施しております。また、今回の嫌な思いをした件数につきましても、随時、学校のほうで追跡調査を行って、結果、いじめにならないよう、いじめではない件もありますけれども、嫌な思いが改善するように努めております。今後も秋に、必ずまた新たに、議員がおっしゃるとおり、2学期が始まりまして、子供たちに間違いなくストレスがかかってくる状態です。それがいじめにつながるように、随時、調査を行ってまいります。

続きまして、2点目の不登校につきましても、議員のおっしゃるとおり、休みが長期間続きましたので、今回、自宅での期間がかなり長かったと。それで、家から出たくないというふうになった件もございます。今回、前回の定例会で答弁しましたとおりに、学校復帰が全てではございませんが、学校へ戻れる意思のある子につきましては、十分な対応を行ってまいりたいと思います。

3点目の、授業の時数でございますが、4月、5月、ほとんど授業ができませんでした。6月の再開時に、改めて学校のほうでカリキュラムを組み直して、運動会の中止、中体連の中止、遠足等の見直しなどを行い、学年によって違いますが、標準時数、ほぼほぼ、おおむね1,000時間程度、年間でこなさなければなりません。今回、1学期終了して、300から350時間、学校にもよりますが、3割程度の授業の取り返しができております。これも再度の休校がなく、予定どおり再開時から1学期を無事過ごせた結果だと思っております。今後も無理のないように標準時数をクリアしながら、子供たちにストレスがかからないような授業を進めてまいります。

続きまして、学校行事の見直しでございます。運動会につきましては中止を決定させていただきました。札幌等では9月、秋にやっているところもあると思います。議員のおっしゃるとおり、学校でもできるだけ子供たちのために学校行事をやりたいという思いがありまして、先日になります

けれども、中学校3年生、東北への修学旅行、行ってまいりました。おかげで2週間経過した学校もありますし、何事もなく感染症対策をばっちりこなして、十分な対応をして、向こうでも歓迎され、大きな成果を得られたことかと思えます。

来年度以降の行事につきましても、今、校長と協議を始めたところでありまして、極力子供たちが、行事というのは各時期、各時期でめどになる、目当てになる大きな節々になりますので、万が一中止、縮小になってもがっかりしない、ストレスがかからないような見直しを図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） わかりました。

今後、これからいろいろな校長会だとか学校関係と協議して、いろいろな対応を考えていくということだと思うのですけれども、いじめの状況というか、いじめにかかわらずなのですけれども、今、学校のほうでスクールロイヤーの導入と申しますか、動き始めてきたと思うのですけれども、いじめの関係に関しましても、いじめに限らずなのですけれども、いじめの関係も、やはり法的側面からのいじめの予防教育ということで、弁護士さんが、要は判例を示しながら、いろいろやるというような流れもありますので、これも文科省で出したやつですけれども、特に今回はどんなケースになるのかわからないというのがありますので、せっかくスクールロイヤー、今、やり始めているので、いじめに限らずですけれども、コロナ禍の中での対応を、やっぱりしっかり活用してやっていただきたいなと思います。トラブルがあったときだけ行くのではなくて、やはり事前に弁護士の先生とやりとりして、要は予防ができるということにもなりますので、その辺もしっかりやっていただきたいなと。その辺、ちょっとお願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） スクールロイヤーにつきましては、昨年の10月に学校の教職員対象に研修を行わせていただき、今年度から事業を実施させていただいたところでございます。幸

い、いじめだとか家庭等のトラブルとか、現在のところは発生しておりませんので、当初想定していたトラブルが発生した際の法的解決ということで、スクールロイヤーのほうへはまだ、いいのかわかりませんが、活用していない状況でございます。議員のおっしゃるとおり、未然に防ぐという意味でも、今後もスクールロイヤーと連携しながら、結果、利用しないというのが一番いいと思うのですけれども、有効に利用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） トラブルがなく、利用しないというのはいいと思うのですけれども、文科省の制度の中でいくと、予防も含めたものの活用もできますので、トラブルが起こってからだけではなくて、事前の防ぐ意味での活用もしていただきたいと思っておりますけれども、その辺について。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私からお答えをいたします。

ゼロ次対応というやつだと思っております。物事が起きる前に対応するというので、ちょっと声を変なのですけれども、コロナではございませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

いじめの要因が、コロナ禍にあって非常に複雑になってきているのが、今、子供たちが楽しみにしていた行事が、1学期、ことごとくできなくなってしまった。その中で、子供たちはそれを納得しようと努力しているのです、一生懸命に。そして、言葉として出てくるのが、「これやっていいの」とか、「ここでマスク外していいの」とか、「しなきゃいけないの」とか、本来、子供というのは、感情が理性に勝るものなのです。だからだだをこねる。それに対して親がしつけをしていくということになるのですけれども、今、子供たちはすごくいい子になっているのです。そのことが、結果として、自分が我慢しているのに、我慢していない子がいたときに、ターゲットがそっちに向いてみたり、これ、大人の世界でいうと、自粛警察というものもその一つになると思いません。

それともう一つは、我慢することによってストレスがたまって、不登校という形になる子供もいるらしいです。これは国立の研究所の調査では、7割の子供たちがストレスを抱えているという状態らしいです。そうすると、いつ、どこでも、いじめが発生しても、あるいは不登校になってもおかしくない状況にあるということだと思います。

そういう状況の中で、何かあったときに何かをするという対処療法ではなくて、今、議員がおっしゃったように、物事が発生する前に対応することが大事だというふうに思っています。

それで、今、子供たちに対して、大人が何ができるかという、大人も暗中模索の状態なのです。ただ、唯一やれることは、子供たちの思いを受けとめてほしいということです。いろいろな考えがあることを否定をしないでしっかりと受けとめて、共感をすることによって、子供たちが自分の気持ちを理解してくれたというところで、ストレスが一部発散される可能性もあります。そうすることによっていじめの発生が未然に防がれることもある。そういうことの一つに、さっきおっしゃったスクールロイヤーの先生にもその辺のお手伝いをさせていただいて、子供たちの悩みを専門家の立場から解除していただくような努力はしなければいけないというふうに思っていますので、一般的に言われている、トラブルになったときのスクールロイヤーの活用の仕方と、もう一つは、ゼロ次対応の活用の仕方ということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） それでは、2問目、新型コロナウイルスの状況下でのDV被害や児童虐待対策について。

近年、とても残念なことではあるが、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害や、児童虐待の件数が全国的にも増え続けている。

町は、国、北海道と連携を強化し、早期発見や改善等の対策をとり、DVや児童虐待防止に取り組んできている。

しかし、そんな中、今年は新型コロナウイルスの影響により、被害を受けている方がSOSを出

す機会が難しい状態である。

そこで、過去の状況も踏まえ、次の点について伺いたい。

1、本年度のDV被害や児童虐待の状況について。

2、新型コロナウイルスの状況での対策について。

3、今後の対策について。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 政策推進課からは、男女平等参画を所管していることから、ドメスティックバイオレンス、DV被害に関連してお答えいたします。

初めに、1点目の、過去の状況も踏まえてということで、本年度のDV被害の状況についてですが、道内における配偶者からの暴力に関する状況は、北海道が取りまとめ、公表していることから、七飯町内の方の相談件数について、渡島総合振興局を通じて北海道庁へも確認いたしました。平成30年度以前の道内全体の件数が公表されており、令和元年度以降は公表に至っておらず、把握が困難でございました。

このため、現在、七飯町役場の関係部局といたしまして、子育て健康支援課、そして学校教育課、福祉課等、それぞれの行政サービスに関連して、御相談や情報をお受けしている状況でございますが、子育て健康支援課では、DVについても児童虐待の観点から対応しており、令和元年度は7件でしたが、今年度はこれまで5件でございます。

また、学校教育課でも、児童虐待の観点から対応させていただき、令和元年度と今年度のDV案件はございませんでした。

また、福祉課では、高齢者虐待の観点で、令和元年度は3件でございましたが、今年度は1件でございます。

このほか、政策推進課では、今年度、国の特別定額給付金事務の際に1件の相談があったところでございます。

次に、2点目の、新型コロナウイルスの状況での対策についてですが、これまでも被害者の方が相談を行う窓口は、北海道渡島総合振興局にある

配偶者暴力相談支援センターや警察のほか、民間シェルターのウイメンズネット函館、法務局、函館市の婦人相談員となっており、さまざまな機関で相談に対応できます。また、医療機関や福祉関係者、学校、児童相談所、保健所、町民が万が一DV被害の方を発見した際には、警察や配偶者暴力相談支援センターへ通報する仕組みとなっております。一時保護が必要となる際には、民間シェルターであるウイメンズネット函館等での保護となります。

新型コロナウイルスの状況下で申し上げますと、今年4月には、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、生活不安やストレスからDV等の増加、深刻化が懸念され、相談窓口の充実が全国的に求められていたところでございます。

次に、3点目の、今後の対策についてですが、子育て部門に限らず、福祉や学校といった部門での相談も現に行っております。また、その他のさまざまな行政サービス提供時にも、万が一DV被害の方からの相談があっても、適切な相談窓口へつなげていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 私のほうからは、児童虐待対策について答弁してまいります。

1点目、本年度の児童虐待状況でございますが、当町での虐待事案件数は、令和2年度上半期で延べ5件、実件数としましては4件となっております。いずれも函館児童相談所と連携し、対応している状況でございます。

本年度の七飯町相談件数等については、函館児童相談所として、現時点で公表しているものは、数値はないということでございましたので、御理解をお願いしたいと思っております。

2点目の、新型コロナウイルス状況下での対策についてでございますが、外出自粛、学校休校など、生活面においてさまざまな制限が加わるなど、家庭にこもる機会も多くなり、ストレスも増加傾向にあるものと思われま。

要支援家庭においては、保健師や担当係による戸別訪問の機会や、電話連絡の回数をふやすなど

の対策、また、その家庭を取り巻く関係機関との情報共有や連携を密に図るなどの対策を行っている状況でございます。

3点目の、今後の対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き家庭にこもる機会が多くなるものと思われま。虐待の被害を受け、SOSを出せない可能性も想定されることから、今後も保健師や担当係による戸別訪問や電話連絡による相談、また、地域の民生児童委員や町内会、各小中学校、教育委員会、函館児童相談所との連携を密に行い、些細なSOSサインを見逃さないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） まず、児童虐待の数値といますか、これは何日か前に新聞報道にもなっていましたけれども、やはり昨年度はふえていますのですね。2019年度ですね。昨年度はふえていて、今年はまだ途中ですけれども、現状では減っているという数字になっておりますけれども、児童相談所のコメントだと思っておりますけれども、実際、コロナの影響で家庭訪問などを行えず、実態調査をする機会が減ったことから、件数が減っているというコメントを出しているのですけれども、普通に考えればそういう結果になるのかなと。非常事態宣言だとか、そういう外出自粛があったとき、また、今でもやはり心配で、家からなるべく出ないようにしている方もいらっしゃいますので、そういう状況の方が、やはり人と接する機会が減っていく。減っていつている状態で、どうやってアクションを起こすか。こういう方々というのは、こういう方というのは被害を受けている方のほうですけれども、児童虐待というので、やはり子供は自分からなかなか言えないと思うのですよね。本当にあざでもできていれば、すぐ周りの方もわかるだろうけれどもということで、やはり町としての、これは実際、児童相談所と近隣のそういう関係機関とやっていかなければならないとは思っておりますけれども、昨年、これまで同様のやり方ではちょっとまずいのではないかなと。

当然、やるということにはなるとは思っておりますけれども、実際、そういう取り組み、例えば連携の仕方にしても、例えばどこに、先ほど連絡する場所、ここに問い合わせすればいいよということをおっしゃいましたけれども、実際にそれを皆さんがわかりますかといったら、多分、わからない方が多いと思うのですよね。実態調査をする機会がないというのも明確にわかっていますので、こういうときこそ、やはり担当課だけでなく、いろいろな、それこそ本当の関係機関、関係機関も、言われたところだけでなく、例えば学校なら学校というのは、当然、学校が一番かかわりますから、ありますけれども、学校は学校で、いるときしかわからない。その後のことは、基本、なかなかそこを把握するのは難しいですけれども、やはり民生委員なのか、地域の人たちだとか、そういう人たち、いろいろな団体さんの関係になるのか、そういうところとの一歩踏み込んだ連携をしていかないと、コロナ禍での対策というのは少し弱いのかなと思っておりますけれども、これはDVに関しても同じことだと思っておりますけれども、やはり児童虐待も一緒ですけれども、特にDVの被害を受けている方というのは、自分を被害者だと思っていない方も多いいいますか、もしくは、被害を受けているけれども、言ったらもっとやられるとか、本当にひどいそういう関係性になってしまっている。だから、やはりそこは周りの人がどうやって発見してあげるか。逆に、発見しても、いや、いいのです、いいのですという方も実際に多くいらっしゃる。そういう取り組みをどうやってやっていくのかというのを、七飯町というか、これは警察だとかいろいろなところと連携しなければならぬのですけれども、その辺の対応策というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 現在、七飯町では、先ほど答弁もしたとおりでございますけれども、令和2年度の上半期で5件、実質件数4件ということで、この件数については、当町のほうで実際に児相と各関係機関と情報交換する要対協という会議を開催して対応した件数でございます。昨年に比べ、若干数値は落ちているのかとい

う部分も、確かにコロナの影響であろうかと思えます。それが直接関係しているのかどうかというのは、なかなか判断が難しいところではあるのですが、現状、減っている状況でございます。

そして、確かにコロナの状況ですと、子供さんは学校休校中ですと、学童に通われている方は、学童の施設開放している状況だったものですから、その辺のSOS、体の傷だとか、子供がどうい表情をとっているかだとか、そういうことは些細なサインとしては把握できたのですが、通われていない方については、なかなか情報に乏しいというのは確かに状況としてございました。

今後、また長期化するような状況でございますので、これについては、町内の方のやっぱり協力、連携、そういうもののほかに、保健師だとか担当課、担当係の担当者も、これまでの積み上げた情報等もございますので、そういうものをちょっと把握した中で、戸別訪問の強化、そういうものを図って行って、虐待の対策をまた継続して行っていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） DVの被害者の方が相談をする際の、なかなか相談しにくいという状況があるかということかと思えます。また、相談窓口をどうやってお知らせするのかだとか、相談を受ける際の七飯町としてどういうふうな相談を受けていくのかということでございます。

まず、今回、コロナ禍の部分で申し上げますと、国のほうでも、やはりDVの部分というのが、やはり相談をする環境にはなかなか、もうちょっと充実しなければならないというようなこともございまして、DV相談体制が4月に実は拡充されました。24時間の電話での対応ですとか、また、SNS相談、メール相談だとか、そういった部分も拡充されたものですから、そういった部分を、まずそういう窓口が設置されましたというのがまずは発信していくということが大事なのかなと思います。それを少しでも目に届くような形でできればなと思ってございます。

今回、一般質問をいただきまして、その分、う

ちのほうの業務も精査いたしました、その部分、ちょっとまで十分ではないのかなというところもございまして、ホームページ等でお知らせするなど、DV被害者に対する支援体制と申しますか、相談窓口の体制だとか、そういった部分を少しでも充実して、目に届くような形にしていきたいと思いますというふうに思っております。

また、町全体としての相談体制でございますが、1担当課では到底無理な内容だと思っております。それぞれ子育て分野ですとか学校、福祉ということでお伝えいたしました、もしかしたらスポーツの現場などでも、もしかしたら傷といいますか、打ち身だとか、そういうような形が見えるようなところもありますし、町全体として、町民の方々と接しられるような場面で、少しでも些細なSOSを見逃さないような、そういった体制づくりを進めることで、DV被害から守っていくというような町の体制を作ればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 児童虐待もDVも、そういう取り組みだとか、逆に足りない部分についてはいろいろ考えていくようなことですけれども、今、たまたま答弁がこっちとこっちというふうになっていますけれども、ここのつながりというのはあるのですか、DVと虐待とのつながりというのはどういった連携になっているのか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 政策推進課と児童虐待とかという部分でのつながりでございますが、政策推進課のほうでは、男女平等という観点から、総括的なことでお話しさせていただいておりますが、実際の現場といたしまして、その部分で動きますのは、実際は子育て健康支援課のほうはほぼというところでございます。

今年の例で申し上げますと、実は特別定額給付金の中の事務の際にも、こっちのほうで御相談をいただいたのですが、実際のところは、お母さんがお父さんに虐待を受けているという状況があって、私ども、男性職場の中では、実は女性の方に相談したいのだというようなところもあって、な

かなかその部署とは限らず、女性視点からの相談というような部分も重要なかなというふうに思っています。そういった場合、もしかすると相談に乗るといいますか、相談をさせていただくのに、道のほうに直接連絡させていただくとかというようなこともございますが、基本的にはそれぞれの職場といえますか、福祉の部門であれば福祉の部門から直接DV関係のところにお伝えをするというような流れになってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） それぞれ担当がありますので、確かに実動といえますか、動くのはやっぱり担当のところになると思うのですけれども、結局、今日だったかきのうだったかの新聞にも、目黒区かどこかの虐待で、亡くなってしまった子供の裁判の記事が載っていましたけれども、これは結構多いみたいですが、結局、DVを受けているお母さんがいて、子供は虐待を受けている。虐待を受けているけれども、DVを受けているからとめられないという、そういう裁判の関係の記事が載っていましたけれども、だからいいのかという話にはなりませんけれども、結局、DVを早く見つけてあげることによって、虐待も関連で防いでいけるという、逆もあるかもしれませんが、そういうことを考えると、確かに部署が違うというのでいくとなかなか難しいのかもしれませんが、一緒にその情報共有をして、例えば虐待を発見しましたと。そうしたら、そこはDVはないのかいというような調査、逆もやっていかないとまずいのかなと。

一応第2次七飯町男女平等参画の基本計画の中でも、やはり基本計画の基本理念で、その中でも、配偶者間、その他の男女間における暴力行為が根絶されることという基本理念も掲げて、七飯町でもそうやってやってきていますし、基本的な施策の中でも、女性に対する暴力をなくそうということであっていいと思いますよね。

現状と課題というので、これも町のほうでは基本計画の中でそれをうたいながらやってきていると思うので、これは2016年から2025年までのやつということですが、女性に対する

暴力に関してというところでは、具体的施策として、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりと、被害者、加害者に対する相談、カウンセリング等、救済するための関係機関との連携ということになっていきますけれども、この辺も具体的にどういう取り組みをしているのか。要は、さっきも言ったとおり、例えばそういう多くの町民の方に対して、怒鳴り声がよくある家だ、だったらすぐ通報して教えてあげなければと、たくさんの人にそれが思っただけならば、防げる可能性は少しでもアップするのかなということもあるのですけれども、その環境づくりでそういったことをやってきているのか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） DVの支援のところでの、なかなか町のほうに届かないところのSOSをいかに相談のところにつなげていくかというところでの一例かと思いますが、なかなかそういった部分までというのが、町がまちの中を歩いて、なかなか聞こえてこないというのもございます。なかなか把握というのは難しいのかもしれませんが、例えば民生委員さんからそういった情報があったとすれば、町の福祉課のほうで速やかに対応して、その状況を把握をするですとか、それがもしお子さんがいるような御家庭とかということであれば、子育て健康支援課のほうでも状況把握をしていくというところがございます。なかなか現状、把握するというのは難しいところもございますが、その部分ではできるだけ担当部署だけということではなくて、それぞれの職員が気づいた範囲の中で対応しているというところが現状でございます。

ただ、そのお困りの方というのが、先ほど議員がおっしゃっていましたが、自分でなかなか声を発せられないかという声も状況としてはあると思います。そういった意味では、町としてもできるだけ些細なSOSでも拾えるような環境は何とか充実できればなというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 実際、簡単に口で言っただけで済むという問題ではないというのも重々わかっているのですが、何とかこれははしていかないとというのがありまして、一応男女平等参画推進条例の中でも、町の責務として、基本理念にのっとり施策を推進して、総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならないということだったので、ここに載っていますのでと思ったのですが、これは男女平等ということなので、女性に特化したのかなと思うのですが、警視庁のやつだと、年々々々、男性の被害者もふえていっているというので、ちょっとあれっと思ったところもあるのですが、このデータがふえていっているということで、DVもいろいろなDVがありますので、暴力に限らず、精神的なものとかいろいろなものがありますので、そういう意味では、男女問わずのそういう被害が増えてきているのかなというのであります。

その状況の中で、児童虐待とDVを一緒にして、やはり例えばというか、今、2015年だったかな、DVの民間シェルターの声なのですが、警察の統計によると、日本では今も3日に1人ずつ、妻が夫によって殺されていると、私も見てびっくりしたのが現状ですけれども、内閣府の調査によると、成人女性の3人に1人がDV被害を体験している。20人に1人は殺されそうな目に遭っているという、こういう報告が出てきている。これは全国の話ですけれども、七飯町にはこういうことはないことを願っていますけれども、ただ、やはりこういうことを考えれば、もう人ごとではないなということで、やはり20代から40代が被害が多いということもありますので、うちのまちは子育て世代をふやしていこうと今まで町長がやってきて、こうやってやってきていますので、やはりそうなる、そういう世代の方々がふえていくと、そういう可能性も、子供もそうですけれども、ふえていくということもありますので、よそのまちでは、児童虐待と配偶者に対する暴力防止条例というのをつくっているところもありますので、今回、コロナ禍という非常時ということもありますので、ぜひ虐待とDVを一緒にした防止条例をつくったほうがいいのではない

かなと。その条例をもとに、各課が基づいて、しっかり窓口設置なり周知できるような体制づくりをつくるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） これまで話し合われてきたというか、このDV被害とか児童虐待の件については、非常にデリケートな問題でして、これは公表して数字が上がるとか上がらないとかという前に、それぞれの家庭の環境だとか課題があるというふうに思うのです。私たちも、これまで御相談したケースの中では、夫婦間のそういうDVなどであれば、すぐに家を出て、夫婦を引き離さなければならない、あるいは子供さんの虐待であれば、子供さんを保護して児童相談所に泊めてもらうというか、そういうふうにして対応しなければならない問題、例えば夫婦間で、旦那さんの暴力によって奥さんが大変だという場合は、すぐ次に住まれる場所も探さなければならないし、その住む場所も秘密にしなければならないというふうなこともありまして、そのこと自体は、今、政策で、DVは政策推進課だとか、現場対応は保健センターだとかというふうな、これはたまたま担当の枠での話をしていて、実際に御相談に来られる場合は、先ほど政策推進課長が言ったように、定額給付金のたまたま手続のときにちょっと相談をしたとか、あるいはその前であれば、やはり離婚の関係の手続がどうだとか、あるいは子供さんがどうだとかで保健センターのほうに、そういうあざとか何かがあるからどうだとかというふうな情報が入って、緊急的に職員を集めて、保健師だとかで、健康の問題だとか、保育士だとか、そういう部分だとか集めて、今時点で、職員の横の連携というのは実際にはしているところでして、これはやっぱり個人のプライバシーの問題もありますし、そういうその家庭自体で、奥さんが今どこに移って住んでいるのだとかという情報も漏れれば困るということもありますし、当然、住民票のほうも、移動した後に親戚関係が来ても、その方の住所は教えられませんよというふうな内部の私たちの個人情報保護というような対応も、今現在、既に行っていることでして、議員がおつ

しゃるように、条例制定ということも、防ぐ部分ではそういうことも考えられることだというふうには思います。理念として、そういうふうにしてお互いに男女がともにお互いを尊重して、協働のまちづくりというような形で進むような形のものも考えられますけれども、今はそれぞれの窓口で、どこの窓口に行っても、例えば税務課に行っても、ちょっとそういう相談があっても、すぐに私たち福祉担当とか、保健センター、子育て支援だとか、そういう部分ですぐに情報を共有して対応する状況にありますし、これで、住まいの関係でいくと、今後、公営住宅の係にも、実際、相談して、今すぐ入れるところはありませんかというの、私どものほう、民生部のほうで対応しておりますので、今後の動向もごさいますけれども、今現在、そういうふうな部分で、各関係機関、もちろん教育委員会とも連携しながら進めている状況でございまして、今後、そういう理念条例的なものも、確かにコロナ社会の中で、ウィズコロナの中でどう生活を守っていくかということもありますので、検討していきたいというふうには思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 今も課をまたいでいろいろ連携はとれているということだと思うのですが、なぜこのタイミングで、いきなりですけれども、条例の話までしたかという、逆にコロナの状況で目に見えない状況になってしまっている。だからこそ、今、町としてこういう条例をつくれれば、町民に対してももっともって意識を持っていただける、そういう意味で、今から進めていくべきでないかなと。今すぐではないですよ。当然、いろいろな検討をしてやらなければならないですけれども、そういう意味で、やるべきではないのかなと。この男女平等参画の基本計画にも確かに書いていますけれども、そうでなくて、しっかりと七飯町として、DV、虐待に対する防止条例というものをやったほうがいいのではないかなと思いますけれども。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 子育て健康

支援課では、虐待を扱う観点で、今年10月1日から開設を予定しております子育て世代包括支援センターというものを新たに立ち上げを行おうとしております。この内容としましては、保健予防部門と子育て支援部門がこれまで以上に連携しやすい体制を構築していくと。妊娠期間中から子育て期間において、切れ目のない支援を行っていくと。子育てに関する不安を軽減し、虐待のリスクや課題が顕著化する前の予防策をみんなで支援していこうという目的で立ち上げるものでございます。

また、2022年までに、また新たに設置が国のほうから義務づけられております子供家庭総合支援拠点、虐待をメインとしての拠点をまた新たに保健センターの中に位置づけをしていかなければならないということが今予定されている状況でございまして。

こういうタイミングにあわせて、虐待というものも、今後、課題が大きく問われてくるという部分もございまして、こういうタイミングを機に、そういう検討を前向きに図っていければというふうには担当課としては思っております。

以上でございまして。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 男女平等の部分でございまして、既存の男女平等の条例がございまして、そういった部分の整合性だとかというの、ちょっと確認しなければなりませんので、早急な答弁というのはなかなかできませんが、男女平等、また、DV被害、そして児童虐待につながる部分というのは、関連性が強いところがございまして、今後の研究課題というふうにさせていただければというふうに思います。

以上でございまして。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） まず、ちょっと戻ってしまうかもしれませんが、包括のセンターをやるという話が今出ましたのであれですけれども、これは確かに子供が産まれてからずっとというか、いつまでの期間をかかわるのですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 子育て包括

支援センターの扱う年齢についてですが、先ほど答弁申し上げたとおり、妊娠期間中のお母様から中学校3年生まで、卒業するまで、この期間を対象として受け入れをしていこうということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） それは確かに義務教育ということの区切りだと思うのですが、児童虐待に関しても、中3までの間というのは、逆に幼稚園だとか保育園だとか小学校、中学校というので、わりかし児童虐待に関しては発見しやすい。ただ、どこまでというふうになればあれですけども、たしか児童福祉法では18歳までが児童となっていますよね。要は16歳以上、高校生ですよね。そこを見るというのはどういうふうになっているのですか。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） 先ほどちょっと私のほうで答弁間違っておりましたので、修正をさせていただきたいと思えます。

先ほど中学校卒業までというふうに、児童相談所の取り扱いということで答弁してまいりましたけれども、高校卒業するまで、18歳までということが正しい内容でございますので、修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） そうしたら、児童福祉法のとおり、18歳までということによろしいということですね。わかりました。

あと、男女平等参画推進条例があるので、確かに新たに条例をつくってまでというのは要らないという考えもわかりますけれども、ちょっと今の警視庁のデータだとかを見ると、七飯町のやつに関しては、女性に対する暴力に限っていますので、やはりその辺も、新しい条例までは要らないというのであれば、この条例を少し変えていかなければならないのかなど。要は、男性といいますが、男の被害者、相談者も千何件、1,660件というのも出ていますので、そういった意味では、本当は男女平等参画の、国も男女平等参画、共同参画でしたっけ、そっちのほうで法律をつ

くってやって、それに基づいてやってきているというのわかりますけれども、本来であれば、こういう状況になったらDVもしくは虐待全般にかかわるものを踏まえた条例制定も、検討くらいしてもいいのかなと思うのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 男女平等の条例との整合性でございますが、まず、男女平等ということで、男性、女性を隔てなく、そういった意味での条例というふうにしてございますので、男性が被害を受けているから適用できないだとか、そういった考え方は毛頭ございません。そのために、最初、男女平等の理念としては、議員おっしゃるとおり、女性を守るというような意味合いが強かったというふうに思いますが、そういった部分では、男女平等、隔てなくというふうに思っております。また、男性の方が相談件数もふえているという状況もございますので、そういった部分、内容を把握しながら、本当に必要なかどうかというのは研究していく、検討していてもいいものなのかなというふうに思っていますので、関係機関と、町の内部、子育て健康支援課とかと連携しながら勉強させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時58分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3

同意第16号 教育委員会委員の任命について

○議長（木下 敏） 日程第3 同意第16号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（中宮安一） 同意第16号教育委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、住所、亀田郡七飯町字大沼町889番地。氏名、山川俊郎。生年月日、昭和23年7月4日。

提案理由。

教育委員会委員であります山川俊郎氏が、令和2年9月30日で任期満了となることから、引き続き同氏を任命したく、提案するものです。

山川氏は、一般財団法人北海道国際交流センター副代表理事及び一般財団法人北海道大沼国際交流協会副理事長などの要職を務められ、周囲の信望も厚く、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、豊富な識見を有しており、教育委員会委員として適任者であります。また、平成8年10月から6期24年間にわたり、教育委員会委員として御活躍されていることは御承知のことと存じます。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第54項により討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第16号教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、これに同意することに決定いたしました。

日程第4

同意第17号 監査委員の選任について

○議長（木下 敏） 日程第4 同意第17号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（中宮安一） 同意第17号監査委員の選任についての提案説明を申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、住所、亀田郡七飯町本町1丁目14番3号。氏名、永田英利。生年月日、昭和25年1月10日。

提案理由。

監査委員であります永田英利氏が、令和2年10月8日で任期満了となることから、引き続き同氏を選任したく提案するものです。

永田氏は、株式会社はこだてワインの代表取締役社長就任中に七飯町企業誘致専門委員、七飯町農水産物付加価値向上協議会委員、町内の企業で構成される異業種交流組織ななえ倶楽部の会長などを歴任し、地域経済の活性化に御尽力されました。また、人格高潔にして、財務管理及び行政運営に優れた識見を有し、地方行政が求める監査委員として適任者であります。なお、平成20年10月から七飯町監査委員として御活躍されていることは御承知のことと存じます。

よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第54項により討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

同意第17号監査委員の選任について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、これに同意することに決定いたしました。

日程第5

議案第46号 七飯町手数料条例の一部
改正について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第46号七飯町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第46号七飯町手数料条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の1ページ、資料1の七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要をごらん願います。

1、改正理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、七飯町手数料条例の改正が必要となったため、所要の一部改正を行うものです。

2、改正内容といたしまして、通知カードの廃止による再交付手数料の規定を削除するものでございます。

3、施行期日といたしまして、この条例は、公

布の日から施行する、でございます。

新旧対照表につきましては、次の2ページ、資料2に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第46号七飯町手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程第7

議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

日程第8

議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第7 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第8 議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上3件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第

47号、議案第48号、議案第49号について、一括して提案説明を申し上げます。

このたびの規約の変更は、それぞれの組合において、加入している団体のうち、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散による脱退が生じたため、規約を改正するものでございます。

まず最初に、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

議案関係資料の3ページ、資料3の概要をごらんいただきたいと思っております。

1の変更理由として、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の解散、脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について、議会の議決を求めるとでございます。

2の変更内容として、別表(2)の一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合」を削り、同表、空知管内の項中「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

3の施行期日として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、4ページの資料4として添付してございますので、御参照願います。

次に、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

議案関係資料5ページ、資料5の概要をごらん願いたいと思っております。

1の変更理由として、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する団体の解散、脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について、議会の議決を求めるとでございます。

2の変更内容として、別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

3の施行期日として、この規約は、地方自治法

第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

新旧対照表については、6ページの資料6として添付してございますので、御参照願いたいと思っております。

次に、議案第49号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

議案関係資料7ページ、資料7の概要をごらん願いたいと思っております。

1の変更理由として、北海道市町村総合事務組合を組織する団体の解散、脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、この変更の協議について、議会の議決を求めるとでございます。

2の変更内容として、(1)別表第1の石狩振興局の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表、渡島総合振興局の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表、空知振興局の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

(2)別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

3の施行期日でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

新旧対照表につきましては、8ページから12ページまでに資料8として添付してございますので、御参照願いたいと思っております。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、議案第47号、議案第48号、議案第49号、以上3件について、一括して質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

討論、採決については、1件ごとに行います。

まず初めに、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第49号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

延 会 の 議 決

○議長(木下 敏) この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたします。

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長(木下 敏) 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時15分 延会

